

岩手県労働委員会年報

平成30年版

(平成30年1月から12月の活動状況)

岩手県労働委員会事務局

は し が き

この年報は、平成30年1月から12月までの1年間に当委員会が取り扱った不当労働行為事件及び調整事件等の処理状況並びに当委員会の活動状況の概要を取りまとめたものです。

この冊子が、より多くの方々に労働委員会の役割についての理解を深めていただける一助となり、また、日頃労働関係の業務に携わっておられる方々に少しでも御参考になれば幸いです。

平成31年3月

岩手県労働委員会事務局

目 次

第1章 総 説

第1節 労働委員会の組織等	1
1 労働委員会	1
2 委 員	1
3 あっせん員候補者	2
4 事務局	3
第2節 労働委員会の活動状況	4
1 会議等	4
2 審 査	4
3 調 整	4
4 労働委員会の活性化	4
5 月別活動状況	5

第2章 会 議

第1節 総 会	8
第2節 公益委員会議	15
第3節 調停委員会	16
第4節 仲裁委員会	16
第5節 小委員会	16
第6節 各種連絡会議	16
1 全国会議	16
2 ブロック会議	17

第3章 審 査

第1節 労働組合の資格審査	18
第2節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示	18
第3節 不当労働行為事件の審査	19
1 概 況	19
2 審査の目標期間の達成状況	20
3 新規申立ての状況	21
4 係属事件の概要	23
5 審査記録	24
(1) 平成29年(不)第2号事件	24
第4節 再審査事件	25
1 概 況	25
2 係属事件の概要	26
第5節 行政訴訟事件	27
1 概 況	27

第4章 調 整	
第1節 労働争議の調整	28
1 概 況	28
2 新規申請の状況	29
3 調整事件の概要	33
第2節 争議行為予告通知及び実情調査	34
1 争議行為予告通知の概況	34
2 実情調査の概況	34
第3節 個別労働関係紛争のあっせん	35
1 概 況	35
2 新規申請の状況	36
3 あっせん事件の概要	39
第4節 労働相談	40
1 労働相談の概況	40
2 出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催	40
第5章 労働委員会の活性化	
1 主な取組内容	43
2 今後の取組	43
◆ 不当労働行為事件命令集	
1 平成29年(不)第2号事件	46
◆ 資 料 編	
1 不当労働行為(不公正労働行為)事件数	50
2 命令決定事件一覧表	52
3 労働争議の調整事件数	56
4 個別労働関係紛争のあっせん事件数	59
5 第2次 岩手県労働委員会活性化計画	61
6 労働委員会活性化計画の取組状況(平成28～30年度)	75

第1章 総 説

第1節 労働委員会の組織等

1 労働委員会

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争解決を図るため、地方自治法及び労働組合法に基づいて県に設置された行政機関である。

2 委 員

労働委員会の委員は、公益を代表する者(公益委員)、労働者を代表する者(労働者委員)及び使用者を代表する者(使用者委員)各5人の計15人で構成されている。

各委員は知事が任命し、任期は2年となっている。

労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき任命される。公益委員は、労働者委員及び使用者委員の同意を得て任命される。

第 47 期 委 員 (任期：平成30.10.1～2020.9.30) 名 簿

区分	氏 名	現 職(平成30年12月31日現在)	新任・再任の別 就 任 年 月 日
公 益 委 員	◎ <small>みやもと</small> 官 本 ともみ	岩手大学人文社会科学部教授	再 任 平20.10.1
	○ <small>はせがわ</small> 長谷川 大	弁護士	再 任 平24.10.1
	<small>ほん</small> 本 田 純	特定社会保険労務士	再 任 平26.10.1
	<small>おお</small> 太 田 秀 栄	弁護士	再 任 平28.10.1
	<small>いし</small> 石 堂 淳	岩手県立大学総合政策学部教授	新 任 平30.10.1
労 働 者 委 員	<small>や</small> 八 幡 博 文	日本労働組合総連合会岩手県連合会会長	再 任 平24.10.1
	<small>オサ</small> 鈴 木 圭	東北電力労働組合岩手県本部委員長	再 任 平26.10.1
	<small>はら</small> 原 利 光	日本労働組合総連合会岩手県連合会副事務局長	再 任 平28.10.1
	<small>いし</small> 石 川 昌 平	UAゼンセン岩手県支部支部長	新 任 平30.10.1
	<small>やま</small> 山 岸 伸 行	全日通労働組合岩手支部執行委員長	新 任 平30.10.1
使 用 者 委 員	<small>おお</small> 大 里 幸 生	岩手トヨペット株式会社監査役	再 任 平28.10.1
	<small>なか</small> 中 村 一 郎	三陸鉄道株式会社代表取締役社長	再 任 平28.10.1
	<small>ひら</small> 平 野 佳 則	株式会社平金商店代表取締役	新 任 平28.10.1
	<small>にし</small> 西 村 豊	一般社団法人岩手県経営者協会専務理事	新 任 平30.10.1
	<small>まつ</small> 松 川 顕	盛岡ガス株式会社常務取締役	新 任 平30.10.1

(注) ◎は会長 ○は会長代理

3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働争議等のあっせんに備えて、あっせん員候補者を委嘱することとされている。

当委員会におけるあっせん員候補者は、「岩手県労働委員会あっせん員候補者規程」(昭和53年3月31日地方労働委員会訓令第2号)により、次の者を委嘱している。

- (1) 委員会の委員
- (2) 委員会の事務局の事務局長、総括課長、特命課長、主任主査、副主任幹及び主査(調整を担当する者に限る。)
- (3) 岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室労働課長並びに主任主査及び主査(労働を担当する者に限る。)

あっせん員候補者名簿

- 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条のあっせん員候補者
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年岩手県条例第50号)第5条のあっせん員候補者
(平成30年12月31現在)

氏 名	現 職	委 嘱 年 月 日	
		労 調 法 第 10 条 関 係	個 別 紛 争 解 決 条 例 第 5 条 関 係
宮 本 ともみ	労働委員会公益委員	平30.10.1	平30.10.1
長谷川 大	労働委員会公益委員	平30.10.1	平30.10.1
本 田 純	労働委員会公益委員	平30.10.1	平30.10.1
太 田 秀 栄	労働委員会公益委員	平30.10.1	平30.10.1
石 堂 淳	労働委員会公益委員	平30.10.1	平30.10.1
八 幡 博 文	労働委員会労働者委員	平30.10.1	平30.10.1
鈴 木 圭	労働委員会労働者委員	平30.10.1	平30.10.1
原 利 光	労働委員会労働者委員	平30.10.1	平30.10.1
石 川 昌 平	労働委員会労働者委員	平30.10.1	平30.10.1
山 岸 伸 行	労働委員会労働者委員	平30.10.1	平30.10.1
大 里 幸 生	労働委員会使用者委員	平30.10.1	平30.10.1
中 村 一 郎	労働委員会使用者委員	平30.10.1	平30.10.1
平 野 佳 則	労働委員会使用者委員	平30.10.1	平30.10.1
西 村 豊	労働委員会使用者委員	平30.10.1	平30.10.1
松 川 顕	労働委員会使用者委員	平30.10.1	平30.10.1

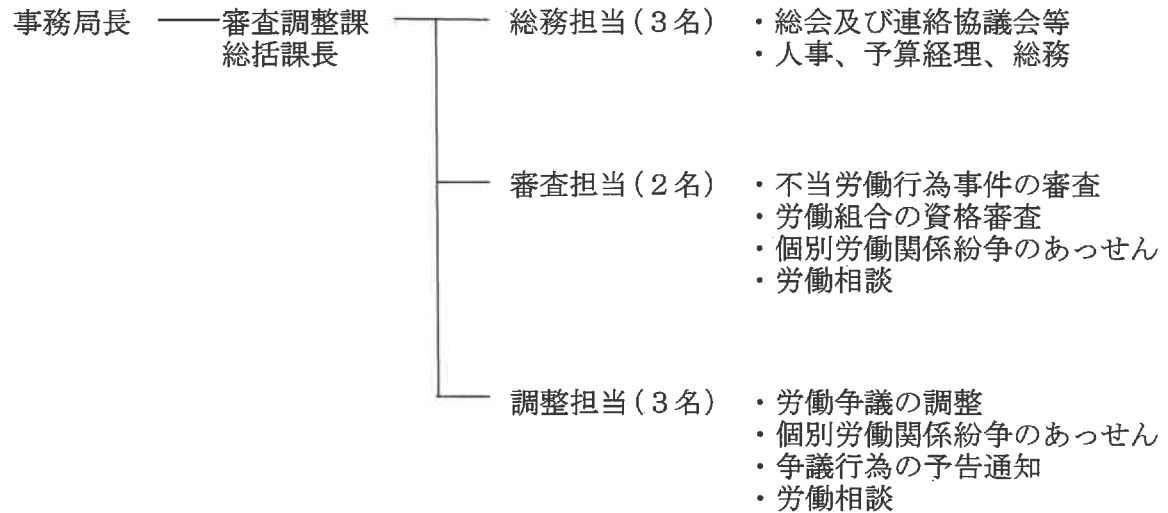
氏名	現職	委嘱年月日	
		労調法第10条関係	個別紛争解決条例第5条関係
井上 馨	労働委員会事務局長	平30.4.27	平30.4.27
小笠原 隆行	労働委員会事務局審査調整課総括課長	平29.4.28	平29.4.28
高橋 ゆかり	労働委員会事務局特命課長(調整・相談)	平27.4.24	平27.4.24
鎌田 徳幸	商工労働観光部雇用対策・労働室労働課長	平29.4.28	平29.4.28

4 事務局

労働委員会に関する事務を行うために事務局を置き、知事が会長の同意を得てその組織を定め、職員を任命することとされている。

当委員会の事務局の組織は、平成16年4月から、それまでの2課から1課3担当に移行し、平成30年度における職員数は10人である（岩手県職員定数条例上は14人）。

【組織図（平成30年度）】



(総務)

電話 019-629-6271・6275

FAX 019-629-6274

(審査・調整)

電話 019-629-6276・6277

住所 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

第2節 労働委員会の活動状況

1 会議等

平成30年は、第46期委員（9月まで）及び第47期委員（10月から）により運営され、総会を14回、公益委員会議を6回開催した。

また、全国及び北海道・東北地区の連絡協議会の総会等に参加し、各労働委員会相互の連絡及び事務処理について必要な調査研究、情報交換等を行った。

2 審査

- (1) 労働組合資格審査の取扱件数は、前年からの繰越しはなく新規申請が14件であり、申請理由は全て委員候補者推薦に関する事項であった。

終結状況は、全て適合の決定をした。

- (2) 不当労働行為事件の取扱件数は、前年からの繰越しが1件（平成29年（不）第2号事件）であった。

終結状況は、却下により終結した。

なお、当委員会を初審とする中央労働委員会における審査事件の係属状況は、新規申立てが1件（平成30年（不再）第25号事件）であった。同事件は、棄却により終結した。

3 調整

- (1) 労働争議の調整事件の取扱件数は、前年からの繰越しはなく、新規申請が1件であった。終結状況は、翌年への繰越しとなった。

- (2) 当委員会を受け付けた争議行為予告通知の取扱件数は、2件であった。業種別内訳は、いずれも医療・公衆衛生事業である。争議行為予告通知があったものについて実情調査を行った延べ件数は、26件であった。

- (3) 個別労働関係紛争のあっせん取扱件数は、前年からの繰越し1件、新規申請が1件であった。終結状況は、打切りが1件であり、1件が翌年へ繰り越した。

- (4) 当委員会に寄せられた労働相談件数は、415件であった。相談内容別では、「賃金・手当」や「パワハラ・嫌がらせ」に関する相談が多かった。

4 労働委員会の活性化

平成30年は、平成27年度に策定した第2次労働委員会活性化計画（平成28～30年度）に基づいて活動した。

労働委員会制度の認知度向上等の取組としては、ホームページや県広報媒体の活用のほか、IGRいわて銀河鉄道及び三陸鉄道の駅舎内ポスター掲示などにより情報発信の拡充を図った。

また、審査・あっせん等終結事案研修会や委員による講話を開催したほか、岩手大学教員による講話を実施するなど委員及び事務局職員の資質の向上に努めた。

さらに、岩手労働局と合同労働相談会を開催し、関係機関との連携を図った。

5 月別活動状況

月	日	内 容
1	9	平成29年（個）第3号個別労働関係紛争あっせん事件終結（打切り）
	11	出前講座（岩手県立大学宮古短期大学部）
	12	個別労働紛争解決研修（～13日東京都）
	25	出前講座（福岡高等学校）
	25	出前講座（久慈商工会議所）
	26	月例無料労働相談会（県庁）
	26	審査・あっせん等終結事案研修会
	26	第1417回定例総会
	26	委員による講話（講師：公益委員）
	29	第676回公益委員会議
2	23	月例無料労働相談会（県庁）
	23	第37回活性化検討委員会
	23	第1418回定例総会
	25	出前無料労働相談会（盛岡市）
	27	第677回公益委員会議
3	4	出前無料労働相談会（宮古市）
	27	月例無料労働相談会（県庁）
	27	第1419回定例総会
	28	第678回公益委員会議
4	3	平成29年（不）第2号事件 決定書写し交付
	20	北海道・東北ブロック労働委員会労働者委員連絡協議会幹事会（～21日盛岡市）
	26	第679回公益委員会議
	27	月例無料労働相談会（県庁）
	27	第1420回定例総会
	27	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会研修課題勉強会
	27	審査・あっせん等終結事案研修会
5	25	月例無料労働相談会（県庁）
	25	第38回活性化検討委員会
	25	第1421回定例総会
	30	審問見学（東京都労働委員会）
6	2	第680回公益委員会議
	5	平成27年（不）第1号の2事件 不当労働行為救済命令不履行通知
	7	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会（～8日青森県）
	7	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会会長連絡会議（青森県）
	7	北海道及び東北六県労働委員会事務局長連絡会議（青森県）
	8	北海道・東北ブロック労働者委員連絡協議会総会・研究会（～9日青森県）

月	日	内 容
	13	次期活性化計画策定に係る先進地調査（兵庫県）
	14	出前講座（岩手労働局）
	14	全国労働委員会事務局長連絡会議（静岡県）
	15	全国労働委員会会長連絡会議（静岡県）
	17	出前無料労働相談会（北上市）
	22	岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会（岩手労働局主催）
	23	出前無料労働相談会（釜石市、二戸市）
	24	出前無料労働相談会（遠野市、久慈市）
	26	次期活性化計画策定に係る先進地調査（広島県）
	29	月例無料労働相談会（県庁）
	29	第1422回定例総会
	29	審問見学に係る概要報告
	29	委員による講話（講師：使用者委員）
7	27	月例無料労働相談会（県庁）
	27	第39回活性化検討委員会
	27	第1423回定例総会
	27	第681回公益委員会議
8	8	出前無料労働相談会（北上市）
	24	月例無料労働相談会（県庁）
	24	第40回活性化検討委員会
	24	第1424回定例総会
	30	北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議（～31日盛岡市）
9	18	労働契約等解説セミナー（盛岡市）
	26	月例無料労働相談会（県庁）
	26	第1425回定例総会
	26	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会研修課題勉強会
10	1	第1426回臨時総会
	1	第1427回臨時総会
	6	岩手労働局等との関係機関合同労働相談会（盛岡市）
	14	出前無料労働相談会（奥州市、大船渡市）
	15	平成30年（個）第1号個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付及び申請者側事務局調査
	15	労働委員会事務局職員専門研修（審査）（～19日埼玉県）
	19	東北地区労使関係セミナー（秋田県）
	19	月例無料労働相談会（県庁）
	19	第41回活性化検討委員会
	19	第1428回定例総会

月	日	内 容
	21	出前無料労働相談会（一関市、宮古市）
	25	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（～26日北海道）
11	8	第73回全国労働委員会連絡協議会総会（～9日東京都）
	13	平成30年（調）第1号労働争議あつせん事件 申請書受付及び申請者側事務局調査
	14	出前講座（岩手県立大学盛岡短期大学部）
	16	出前講座（岩手県立大学総合政策学部）
	20	平成30年（調）第1号労働争議あつせん事件 被申請者側事務局調査
	26	月例無料労働相談会（県庁）
	26	第1429回定例総会
	26	外部講師による講話（講師：岩手大学人文社会科学部教員）
	27	平成30年（個）第1号個別労働関係紛争あつせん事件 被申請者側事務局調査
	29	全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）
	30	全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）
12	6	労働契約等解説セミナー（盛岡市）
	6	公労使委員個別紛争専門研修（～7日東京都）
	13	平成30年（調）第1号労働争議あつせん事件 第1回あつせん
	21	月例無料労働相談会（県庁）
	21	第1430回定例総会
	21	公労使委員個別紛争専門研修報告
	21	委員による講話（講師：労働者委員）

第 2 章 会 議

第 1 節 総 会

労働委員会の総会は委員全員で行う会議であり、労働委員会規則第 5 条第 1 項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、あつせん、調停及び仲裁に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

当委員会においては、原則として毎月第 4 金曜日を定例日として開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとしている。

平成30年は、14回開催され、その概況は次のとおりである。

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1417	1. 26	出席委員	(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田 (労) 古門、八幡、鈴木、原 (使) 花上、佐藤、大里、中村、平野
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 不当労働行為事件の審査の目標期間の達成状況について(平成29年) (イ) 岩労委平成29年(不)第2号事件について (ウ) 平成29年(個)第3号個別労働関係紛争あつせん事件の終結について (エ) 争議行為の予告通知について イ 協議事項 (ア) 平成30年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画(案)について (イ) 平成30年度岩手県労働委員会諸会議等出席予定委員(案)について (ウ) 第73回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出について (2) その他 ア 平成30年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡会議」の開催について イ 労働相談の概要報告について ウ 出前講座(1月11日、1月25日)開催分の報告について	
1418	2. 23	出席委員	(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田 (労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原 (使) 花上、佐藤、大里、中村、平野

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 第676回公益委員会議の報告について</p> <p>(イ) 岩労委平成29年(不)第2号事件について</p> <p>(ウ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第37回労働委員会活性化検討委員会における検討結果について</p> <p>イ 労働相談の概要報告について</p> <p>ウ 労働関係統計について</p> <p>エ 平成30年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画(案)について</p> <p>オ 平成30年度北海道・東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡協議会」の開催について</p> <p>カ 平成30年度北海道・東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題について</p>	
1419	3.27	出席委員	<p>(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田</p> <p>(労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原</p> <p>(使) 花上、佐藤、大里、中村、平野</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 審議事項</p> <p>(ア) 岩手県労働委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正について</p> <p>イ 報告事項</p> <p>(ア) 第677回公益委員会議の報告について</p> <p>(イ) 岩労委平成29年(不)第2号事件について</p> <p>(ウ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 労働相談の概要報告について</p> <p>イ 審査・調整関係事務処理マニュアル等の改正について</p>	
1420	4.27	出席委員	<p>(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田</p> <p>(労) 古門、八幡、鈴木、原</p> <p>(使) 花上、佐藤、大里、中村、平野</p>

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 審議事項</p> <p>(ア) あっせん員候補者の委嘱及び解任について</p> <p>イ 報告事項</p> <p>(ア) 第678回及び第679回公益委員会議の報告について</p> <p>(イ) 岩労委平成29年(不)第2号事件の終結及び再審査申立てについて</p> <p>(ウ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 平成30年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の議題(検討用)について</p> <p>イ 平成30年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会運営委員会について</p> <p>ウ 労働相談の概要報告について</p> <p>エ 平成30年度労働委員会事務局業務方針について</p>	
1421	5.25	出席委員	<p>(公) 岡田、宮本、長谷川、本田</p> <p>(労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原</p> <p>(使) 花上、佐藤、大里、中村、平野</p> <p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第38回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について</p> <p>イ 労働相談の概要報告について</p> <p>ウ 労働関係統計について</p>
1422	6.29	出席委員	<p>(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田</p> <p>(労) 古門、八幡、鈴木、原</p> <p>(使) 花上、佐藤、大里、中村、平野</p>

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 第680回公益委員会議の報告について</p> <p>(イ) 岩労委平成27年(不)第1号の2事件に係る確定命令の不履行通知について</p> <p>(ウ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 平成30年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の概要について</p> <p>イ 平成30年度全国労働委員会会長連絡会議の概要について</p> <p>ウ 労働相談の概要報告について</p> <p>エ 第47期岩手県労働委員会委員の候補者の推薦を求めることについて</p>	
1423	7.27	出席委員	<p>(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田</p> <p>(労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原</p> <p>(使) 花上、佐藤、大里、平野</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第39回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について</p> <p>イ 労働相談の概要報告について</p> <p>ウ 平成30年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催について</p>	
1424	8.24	出席委員	<p>(公) 岡田、宮本、長谷川、本田</p> <p>(労) 古門、八幡、鈴木、原</p> <p>(使) 花上、佐藤、大里、中村、平野</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 第681回公益委員会議の報告について</p> <p>(イ) 中労委平成30年(不再)第25号不当労働行為事件の棄却命令について</p> <p>(ウ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第40回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の</p>	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		報告について イ 労働相談の概要報告について ウ 第73回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について エ 労働関係統計について	
1425	9. 26	出席委員	(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田 (労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原 (使) 花上、佐藤、大里、中村、平野
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について イ 協議事項 (ア) 平成31年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会における研修課題の作成方法・スケジュールについて (2) その他 ア 労働相談の概要報告について	
1426	10. 1	出席委員	(公) 宮本、長谷川、本田、石堂 (労) 八幡、鈴木、原、石川 (使) 大里、中村、平野、西村、松川
		1 議事 (1) 付議事項 ア 審議事項 (ア) 会長及び会長代理の選出について	
1427	10. 1	出席委員	(公) 宮本、長谷川、本田、石堂 (労) 八幡、鈴木、原、石川 (使) 大里、中村、平野、西村、松川
		1 議事 (1) 付議事項 ア 審議事項 (ア) あっせん員候補者の委嘱について イ 承認事項 (ア) 平成30年度岩手県労働委員会総会及び諸会議実施計画表(案)について ウ 報告事項 (ア) 岩手県労働委員会運営規程に基づく幹事及び諸会議出席委員について (2) その他	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		ア 岩手県労働委員会委員親交会規約に基づく幹事について	
1428	10.19	出席委員	(公) 宮本、長谷川、本田 (労) 八幡、鈴木、原、石川、山岸 (使) 大里、中村、西村
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 平成30年(個)第1号個別労働関係紛争あっせん申請について (イ) 争議行為の予告通知について (2) その他 ア 第41回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について イ 労働相談の概要報告について	
1429	11.26	出席委員	(公) 宮本、長谷川、本田、太田、石堂 (労) 八幡、鈴木、原、石川、山岸 (使) 大里、中村、平野、西村、松川
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 平成30年(調)第1号労働争議あっせん申請について (イ) 平成30年(個)第1号個別労働関係紛争あっせん経緯について (ウ) 争議行為の予告通知について (2) その他 ア 第73回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について イ 平成30年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の概要について ウ 出前講座(11月14日、11月16日)開催分の報告及び今後の開催予定について エ 労働相談の概要報告について オ 平成31年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会における研修課題事例の選定結果について カ 今後の労働委員会の在り方に関する意見募集について キ 平成30年度東北地区労使関係セミナーの概要について ク 労働関係統計について	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1430	12.21	出席委員	(公) 宮本、長谷川、本田、石堂 (労) 八幡、鈴木、原、石川、山岸 (使) 大里、中村、平野、西村、松川
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 平成30年(調)第1号労働争議あつせん経緯について (イ) 平成30年(個)第1号個別労働関係紛争あつせん経緯について (ウ) 争議行為の予告通知について (2) その他 ア 労働相談の概要報告について	

第 2 節 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条第1項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定による準司法的、判定的機能を果たすため、公益委員のみで行う会議である。

この会議は、労働委員会規則第8条第1項の規定により会長が必要に応じて招集し、開催することとされており、平成30年は6回開催された。その概況は、次のとおりである。

回	開催 月日	出席委員及び付議事項等		結 果
676	1. 29	出席委員	宮本、長谷川、岡田、本田	継続審査
		1 付議事項 岩労委平成29年（不）第2号事件に係る不当労働行為救済申立書への対応について 2 報告事項 岩労委平成27年（不）第1号の2事件に係る履行確認の状況について		
677	2. 27	出席委員	宮本、長谷川、岡田、本田、太田	継続審査
		1 付議事項 岩労委平成29年（不）第2号事件に係る合議について 2 報告事項 岩労委平成27年（不）第1号の2事件に係る履行確認の状況について		
678	3. 28	出席委員	宮本、長谷川、岡田、本田、太田	却下決定 継続審査
		付議事項 1 岩労委平成29年（不）第2号事件に係る合議について 2 岩労委平成27年（不）第1号の2事件に係る履行確認について		
679	4. 26	出席委員	宮本、長谷川、岡田、本田、太田	継続審査
		付議事項 岩労委平成27年（不）第1号の2事件に係る不履行通知について		
680	6. 2	出席委員	宮本、長谷川、岡田、本田、太田	通知決定
		付議事項 岩労委平成27年（不）第1号の2事件に係る不履行通知について		
681	7. 27	出席委員	宮本、長谷川、岡田、本田、太田	適合決定
		付議事項 第47期岩手県労働委員会労働者委員候補者推薦に伴う労働組合の資格審査について		

第3節 調停委員会

調停委員会は、労働関係調整法第19条の規定により、会長が指名する公・労・使各側代表委員又は特別調整委員で構成される会議で、労働争議の調停に当たるものである。

平成30年は、設置されなかった。

第4節 仲裁委員会

仲裁委員会は、労働関係調整法第31条の規定により、公益委員又は特別調整委員の中から、関係当事者が合意により選定した者につき、会長が指名する3人の委員で構成される会議で、労働争議の仲裁に当たるものである。

平成30年は、設置されなかった。

第5節 小委員会

小委員会は、労働委員会規則第5条の規定に基づき、会長が指名した委員で構成される会議で、総会の付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うものである。

平成30年は、設置されなかった。

第6節 各種連絡会議

労働委員会規則第86条の規定に基づき、委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るため、公・労・使委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長等の連絡会議が設けられており、全国、ブロックに分かれて開催されている。

平成30年における各種連絡会議の概況は、次のとおりである。

1 全国会議

(1) 第73回全国労働委員会連絡協議会総会

① 期日・場所 平成30年11月8日～9日 東京都

② 出席委員 (公)太田・石堂 (労)八幡・石川 (使)中村・平野

③ 議 題

第1議題 「都道府県労働委員会が直面する諸課題の共有とその解決に向けた検討組織の設置について」 (近畿ブロック公労使提案)

第2議題 「同一当事者間において救済申立てが複数回繰り返される場合の不当労働行為事件への対応について」 (九州ブロック公労使提案)

④ 講 演

「平成期における審査事件の潮流」 (前中央労働委員会会長 諏訪 康雄 氏)

(2) 全国労働委員会会長連絡会議

- ① 期日・場所 平成30年6月15日 静岡県静岡市
- ② 出席委員 宮本会長
- ③ 議題 懇談

「都道府県労働委員会が直面する制度的課題の共有とその解決方策について」

(大阪府労委提案)

2 ブロック会議

(1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

- ① 期日・場所 平成30年6月7日～8日 青森県青森市
- ② 出席委員 (公)宮本・本田 (労)八幡・原 (使)大里・平野
- ③ 議 題

報告事項 第73回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について (連絡協議会)

議題1 平成29年度取扱事件とその傾向及び特異事件について (各道県労働委員会)

議題2 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会決算について (連絡協議会)

議題3 平成30年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算(案)について (連絡協議会)

議題4 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の会長及び会長代理の選任について (連絡協議会)

議題5 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について (連絡協議会)

議題6 平成31年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について (連絡協議会)

④ 研 修

研修課題1 「不当労働行為に係る救済命令の対象等について」

研修課題2 「調整(あっせん)事件における当事者適格等について」

(2) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

- ① 期日・場所 平成30年10月25日～26日 北海道札幌市
- ② 出席委員 (公)長谷川・本田 (労)鈴木・山岸 (使)大里・中村
- ③ 研 修

研修課題1 「団体交渉拒否を理由とする不当労働行為の成否と救済命令のあり方について」

研修課題2 「個別あっせんにおけるパワーハラスメント事案の対応について」

④ 講 演

「労使紛争における和解について」

(弁護士、前学習院大学教授 草野 芳郎 氏)

第3章 審 査

第1節 労働組合の資格審査

労働組合法第5条の規定による最近5か年の労働組合の資格審査の取扱状況は、3-1表のとおりである。

平成30年は、前年からの繰越しはなく新規申請が14件であり、全て委員候補者推薦を理由とする申請であった。

終結状況は、全て適合の決定をした。

(3-1表) 労働組合資格審査の取扱状況

年次	取 扱 件 数						補 正 勧 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請				合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 労 働 行 為	法 人 登 記	計								
26	—	14	1	1	16	16	—	15	—	—	—	15	1
27	1	—	1	2	3	4	—	1	1	—	1	3	1
28	1	15	—	—	15	16	—	16	—	—	—	16	—
29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	—	14	—	—	14	14	—	14	—	—	—	14	—

第2節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定・告示について、平成30年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による最近5か年の不当労働行為事件の取扱状況は、3-2表のとおりである。

平成30年に係属した平成29年（不）第2号事件は、却下により終結した。

（3-2表） 不当労働行為事件の取扱状況

年次	取 扱 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命令・決定			計		
				取 下 げ	和 解		救 済		棄 却			
					無 関 与	関 与	全 部	一 部				
26	1	1	2	-	-	-	1	-	-	-	1	1
27	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	1	1
28	1	3	4	-	-	-	(1)	1 (1)	-	3	4	-
29	-	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	1
30	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-

注) 括弧内の数字は、審査を分離し、分離命令を発出した件数である。

2 審査の目標期間の達成状況

(1) 審査の目標期間

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等について、毎年少なくとも1回公表することとされている（労働組合法第27条の18、労働委員会規則第50条の2）。

- 審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）
 - ・ 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
 - ・ 通常事件：1年
 - （注1） 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。
 - （注2） 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数。

(2) 達成状況

平成30年における審査の目標期間の達成状況は、次のとおりである。

- ・ 団交拒否事件
平成30年に終結した事件はない。
- ・ 通常事件
平成30年に終結した事件に係る審査期間は97日であり、目標期間を達成。
また、審査の実施状況等は、3-3表から3-5表のとおりである。

(3-3表) 審査の実施状況

項目	団交拒否事件		通常事件		計
	終結	翌年繰越し	終結	翌年繰越し	
ア 係属事件数	—	—	1件	—	1件
イ 審査期間	—	—	97日	—	
ウ 調査の回数	—	—	0回	—	0回
エ 審問の回数	—	—	0回	—	0回
オ 尋問を行った証人及び当事者の人数	—	—	0人	—	0人

(3-4表) 平成30年に係属した不当労働行為事件の概要

通常事件

申立年月日 終結年月日	申立年月日	処理日数	調査回数	審問回数	証人数等	終結状況
	終結年月日					
平成29年(不)第2号	H29.12.28	97日	0回	0回	0回	却下
	H30.4.3					

(3-5表) 過去5年間における審査の実施状況

年	事件種別	係属 事件数	終結 事件数	審 査 期 間	調 査 回 数	審 問 回 数	証 人 数
26	団交拒否	1件	1件	241日	0回	0回	0人
	通常	1件	0件	—	6回	—	—
27	団交拒否	1件	—	—	3回	1回	2人
	通常	2件	1件	359日	6回	5回	7人
28	団交拒否	1件	1件	179日	0回	1回	2人
	通常	4件	4件	213日	2回	3回	5人
29	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	2件	1件	56日	0回	0回	0人
30	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	1件	1件	97日	0回	0回	0人

注) 平成27年に申立てがあり平成28年に終結した事件(1件)について、平成27年に団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、次のとおりカウントしている。

(1) 平成27年

ア 「係属事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウント。

イ 「調査回数」

審査の分離前に実施した2回分を、団交拒否事件及び通常事件それぞれにカウント。

(2) 平成28年

「係属事件数」及び「終結事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウント。

3 新規申立ての状況

(1) 申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

不当労働行為事件の最近5か年における新規申立件数は7件で、申立人別、労働組合法第7条該当号別件数は3-6表のとおりである。

(3-6表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

年	新規 申 立 て	申 立 人 別			労 働 組 合 法 第 7 条 該 当 号 別									
		組合	個人	組合 個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3	
26	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
27	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
28	3	—	3	—	—	—	—	1	—	2	—	—	—	—
29	2	—	2	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否) 3号(支配介入) 4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)

(2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3-7表のとおりである。

(3-7表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数					
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	不明
26	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
27	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
28	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-
29	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4 係属事件の概要

平成30年に係属した不当労働行為事件の概要は、3-8表のとおりである。

(3-8表) 不当労働行為事件一覧表 (係属事件1件)

事件 番号 (通算)	申立人	被申立 人	申立 年月日	労組法 第7条 該当号	請求する 救済内容	調査		終 結 年 月 日	終 結 状 況	担当委員	
						回数	審問 回数			審査 委員	参与 委員
29(不)2 (214)	X	Y	29.12.28	4	ポストノーテイス	—	—	30.4.3	却下	—	—

5 審査記録

(1) 平成29年(不)第2号事件 第214号(通算)

当事者	申立人	被申立人
	X	Y 代表者 B
<p>請求する救済内容の要旨</p> <p>被申立人は、命令書受領後 300 日以内に、幅 90 メートル、長さ 180 メートルの白地に、明瞭に墨書若しくは黒文字で印字して、被申立人の事務所の道路法上の道路(複数ある場合は各道路から)から見やすい場所に、終日、300 日間、不当労働行為認定の内容と今後このような行為を繰り返さないよう留意する内容を掲示すること。</p>		
<p>申立ての概要</p> <p>本件は、被申立人の代表者 B の行為は、申立人への不利益な取扱いである。</p>		
<p>審査経過</p> <p>平成29年 12月28日 申立書提出 審査開始決定</p> <p>平成30年 1月29日 補正勧告書の通知 2月27日 補正の督促通知の送付 3月28日 合議 4月3日 却下決定書の写しを交付</p> <p>本件の所要日数は97日であった。</p>		

第4節 再審査事件

1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある当事者は、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

当委員会を初審とする最近5か年における再審査事件の係属状況は、3-9表のとおりである。

(3-9表) 再審査事件の係属件数

年次	係属件数			終 結 件 数								次年繰越し件数
	前年繰越し	新規申立て	計	取下げ・和解			命令・決定			計		
				取下げ	和 解		棄却 (初審維持)	初 審 変 更			決 定	
					無 関 与	関 与		一 部	全 部			
26	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4
29	4	1	5	1	-	-	4	-	-	-	5	-
30	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-

2 係属事件の概要

平成30年に中央労働委員会に係属した再審査事件の概要は、3-10表のとおりである。

(3-10表) 再審査事件一覧表 (係属件数1件)

岩手県労働委員会		中央労働委員会							
事件番号	申立人	被申立人	申年月日	労働組法第7条該当	請求する救済内容	終結状況	事件番号	再審査申立年月日	終結状況
29(不)2	X	Y 代表者 B	29.12.28	4	ポストノーツ テイス	30.4.3 却下	30(不再)25号	30.4.13 (労)	30.7.24 棄却

第5節 行政訴訟事件

1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、当委員会命令に係る取消訴訟事件はない。

第4章 調 整

第1節 労働争議の調整

1 概 況

労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく調整事件（あっせん、調停、仲裁）の最近5か年における取扱状況は、4-1表のとおりである。

平成30年の取扱件数は、新規申請が1件となっている。

なお、調停は平成15年以降、仲裁は昭和51年以降申請がない。

また、使用者からの申請は平成10年以降、労使双方からの申請は昭和57年以降、職権による調整は昭和59年以降取扱いがない。

(4-1表) 調整事件の係属件数

年次	調整区分	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率(%)
		前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ・不開始	打切り・不調	計		
26	あっせん		5	5	3	2		5	0	100.0
27	—			0				0	0	—
28	—			0				0	0	—
29	—			0				0	0	—
30	あっせん		1	1				0	1	—

注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始(規則65Ⅱ)の件数を除いて算出したものである。

※解決率=解決÷(解決+打切り+不調)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

2 新規申請の状況

(1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-2表のとおりである。

(4-2表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年次		26	27	28	29	30
調整区分		あつせん	—	—	—	あつせん
新規申請件数		5	0	0	0	1
産業別	製造業	1				
	飲料・たばこ・飼料製造業	(1)				
	情報通信業					
	情報サービス業					
	運輸業, 郵便業	2				1
	道路旅客運送業	(1)				(1)
	郵便業	(1)				
	卸売業, 小売業					
その他の小売業						
教育, 学習支援業	1					
	学校教育	(1)				
医療, 福祉	1					
	社会保険・社会福祉・介護事業	(1)				
企業規模別	30人未満	3				
	30～99人					
	100～299人	1				1
	300～499人					
	500～999人	1				
	1,000～4,999人					
5,000人以上						

注) () は、内数である。

(2) 調整事項別件数

最近5か年における新規申請事件の調整事項別件数は、4-3表のとおりである。

(4-3表) 調整事項別件数(新規)

年次	26	27	28	29	30
調整区分	あつせん	—	—	—	あつせん
調整事項					
組合承認・組合活動	1				
賃金等					1
賃金増額					
一時金					
諸手当					
その他賃金					(1)
退職一時金・年金					
解雇手当・休業手当					
給与以外の労働条件	1				
労働時間	(1)				
経営又は人事	3				
配置転換	(1)				
その他の経営人事	(2)				
団交促進	2				
その他	1				
合計	8	0	0	0	1

注) 1 複数の調整事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。
 2 () は、内数である。

(3) 調整員構成別件数

最近5か年における新規申請事件の調整員構成状況は、4-4表のとおりである。

(4-4表) 調整員構成別件数(新規)

年次	26	27	28	29	30
区分	あつせん	—	—	—	あつせん
構成					
公1人、労1人、使1人	4				1
公2人、労1人、使1人					
指名なし	1				
合計	5	0	0	0	1

(4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件(前年からの繰越しを含む。)の係属日数の状況は、4-5表のとおりである。

(4-5表) 係属日数別件数

年次	26	27	28	29	30	
調整区分	あつせん	—	—	—	あつせん	
係属日数	1日~10日					
	11日~20日					
	21日~30日					
	31日~60日	3				
	61日~90日	1				
	91日以上	1				
	計	5	0	0	0	
	平均日数	60.0	—	—	—	—

注) 係属日数は、調整申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

調整開始事件（調整員指名前に取下げ等のあった事件を除く）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の最近5か年における所要日数の状況は、4-6表のとおりである。

(4-6表) 所要日数別件数

年次	26	27	28	29	30	
調整区分	あっせん	—	—	—	あっせん	
所要日数	1日～10日					
	11日～20日	1				
	21日～30日	3				
	31日～60日					
	61日～90日					
	91日以上					
	計	4	0	0	0	
	平均日数	23.8	—	—	—	—

注) 所要日数は、調整開始（あっせん員の指名、調停開始の総会決議等）から終結までに要した日数である。

3 調整事件の概要

平成 30 年に係属した調整事件の概要は、4-7 表のとおりである。

(4-7 表) 調整事件一覧表
(新規)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	調整員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
30-1 (974)	A 労働争議 あっせん事 件	(申請日) 30. 11. 13 (終結日) —	【申請者】 労働組合 (企業別) 組合員数 30~99 人 【被申請者】 道路旅客運送業 従業員数 100~299 人 【調整事項】 賃下げ 【調整回数】 (1) 回 【経過】 組合が、会社による一方的な賃下げに 反対であるとして、あっせんに申請した もの。 あっせんでは、あっせん員が当事者の 互いの主張について歩み寄る余地を引 き出そうとしたが、隔たりが大きかつ た。 あっせん員が協議した結果、現状で合 意に至るのは困難であるため、あっせん 事件としては係属するものの、いったん 当事者間の自主交渉に委ねることが適 当との結論に達し、第 1 回あっせんは終 了した。 (本件あっせんは、翌年に繰越し)	(公)本田 (労)八幡 (使)平野
		繰越		
		— (—)		30. 11. 27

注) 「係属日数」は、調整申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」は調整開
始 (あっせん員指名) から終結までに要した日数である。

第2節 争議行為予告通知及び実情調査

1 争議行為予告通知の概況

平成30年における労働関係調整法第37条の規定に基づく当委員会への争議行為予告通知件数は2件であり、前年と同数であった。

(1) 業種別予告通知件数

予告通知件数の業種別内訳は4-8表のとおりであり、平成30年の件数は医療が2件となっている。

(4-8表) 業種別予告通知件数

業種別 年次	運輸事業				郵便又は 電気通信 事業	水道、電 気又はガ ス事業	医療又は 公衆衛生 事業	計
	鉄道業	道路客 旅	道路貨 物	その他	電気通信		医療	
26							2	2
27							2	2
28							2	2
29							2	2
30							2	2

注) 業種の区分は、予告通知者における主たる関係事業所の業種による。

(2) 予告通知の主要争議事項

予告通知の主要争議事項は、賃金引上げ、一時金等の経済的事項を内容とするものが多かった。

2 実情調査の概況

争議行為予告通知があったものについて、労働委員会規則第62条の2の規定に基づき実情調査を行った件数は4-9表のとおりであり、平成30年は29件である。

終結状況は、解決22件、打切り2件、繰越し5件となっている。

なお、関与の度合いについては、いずれも実情調査を続けながら交渉の推移を見守った。

(4-9表) 実情調査の実施状況

終結状況 年次	調査組合数			調査結果				
	前年 繰越し	新規	計	解決	打切り	あせ ん 移 行	繰越し	計
26	1	26	27	24	1		2	27
27	2	26	28	26	1		1	28
28	1	26	27	25	2			27
29		26	26	22	1		3	26
30	3	26	29	22	2		5	29

注) 1件の予告通知に基づき複数の事業所を調査している場合が多いため、調査件数は、予告通知件数を上回る。

第3節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概況

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事件の最近5か年における取扱状況は、4-10表のとおりである。

平成30年の取扱件数は2件であった。

(4-10表) 個別労働関係紛争あっせん事件の係属件数

年次	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率(%)
	前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ不開始	打切り	計		
26	1	1	2	2			2	0	100.0
27		8	8	1	1	5	7	1	16.7
28	1	4	5		1	4	5	0	0.0
29		3	3			2	2	1	0.0
30	1	1	2			1	1	1	0.0

注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始の件数を除いて算出したものである。

※ 解決率 = 解決 ÷ (解決 + 打切り)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

2 新規申請の状況

(1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-11表のとおりである。

平成30年新規申請事件の産業別内訳は、生活関連サービス業、娯楽業が1件となっており、企業規模別では従業員数10～49人が1件となっている。

(4-11表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年 次		26	27	28	29	30
新規申請件数		1	8	4	3	1
産 業 別	建設業 職別工事業 設備工事業		4 (3) (1)			
	製造業 食料品製造業 印刷・同関連業 化学工業		1 (1)	1 (1)		
	情報通信業 情報サービス業				1 (1)	
	金融業、保険業 保険業			1 (1)		
	不動産業、物品賃貸業 不動産賃貸業・管理業			1 (1)		
	学術研究、専門・技術サービス業 専門サービス業			1 (1)		
	生活関連サービス業、娯楽業 娯楽業					1 (1)
	医療、福祉 医療業 保健・衛生 社会福祉 介護事業	1 (1)	1 (1)		2 (1) (1)	
	サービス業(他に分類されないもの) その他の事業サービス業 政治・経済・文化団体		2 (2)			
	企業規模別	1 ～ 9 人 10 ～ 49 人 50 ～ 99 人 100 ～ 299 人 300 ～ 499 人 500人以上	1	1 3 3	3 1	1 1

注) () は、内数である。

(2) あっせん事項別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん事項別件数は、4-12表のとおりである。

平成30年の新規申請事件のあっせん事項は、「パワハラ、嫌がらせ」に関するものが1件となっている。

(4-12表) あっせん事項別件数(新規)

年次	26	27	28	29	30
あっせん事項					
経営又は人事	1	9	4	3	
解雇		(5)	(2)	(1)	
配置転換、出向・転籍		(1)		(1)	
復職	(1)	(1)	(1)		
懲戒処分		(1)			
退職			(1)	(1)	
その他経営又は人事		(1)			
貸金等		4	3		
貸金未払		(1)	(2)		
貸金減額		(2)	(1)		
諸手当		(1)			
職場の人間関係					1
パワハラ・嫌がらせ					(1)

注) 複数のあっせん事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。

(3) あっせん員構成別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん員構成状況は、4-13表のとおりである。

(4-13表) あっせん員構成別件数(新規)

年次	26	27	28	29	30
構成					
公1人、労1人、使1人		6	3	3	1
公2人、労1人、使1人	1				
指名なし		2	1		
合計	1	8	4	3	1

(4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む。）の係属日数の状況は4－14表のとおりであり、平成30年に終結した事件の平均係属日数は42.0日となっている。

(4－14表) 係属日数別件数

年 次		26	27	28	29	30
係 属 日 数	1日～10日					
	11日～20日		1			
	21日～30日		2		1	
	31日～60日	1	1	3	1	1
	61日～90日		3	1		
	91日以上	1		1		
	計	2	7	5	2	1
	平均日数	69.0	45.9	67.6	29.0	42.0

注) 係属日数は、あっせん申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

最近5か年におけるあっせん開始事件（あっせん員指名前に取下げ等のあった事件を除く。）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の所要日数の状況は、4－15表のとおりである。

(4－15表) 所要日数別件数

年 次		26	27	28	29	30
所 要 日 数	1日～10日		1			
	11日～20日		1		2	
	21日～30日	1		3		1
	31日～60日		4			
	61日～90日	1		1		
	91日以上					
	計	2	6	4	2	1
	平均日数	53.0	36.5	34.3	15.0	23.0

注) 所要日数は、あっせん開始（あっせん員の指名）から終結までに要した日数である。

3 あっせん事件の概要

平成30年に係属した個別労働関係紛争あっせん事件の概要は、4-16表のとおりである。

(4-16表) 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

事件 番号 (通算)	年月日	概 要	あっせん員
	終結区分		指 名 年月日
	係属日数 (所要日数)		
29-3 (46)	(申請日) 29.11.29 (終結日) 30.1.9	【申請者】 労働者 【被申請者】 医療, 福祉 (300~499人) 【あっせん事項】 退職 【あっせん回数】 0回 【経過】 労働者が、復職可能であるにもかかわらず、復職させられず退職扱いとなったと主張し、退職辞令の撤回又は補償金の支払いを求めたもの。 被申請者は、あっせん不応諾の意向を示したため、あっせん員による説得を行ったが、被申請者の意向に変化はなく、あっせんは打切りとなった。	(公)宮本 (労)鈴木 (使)大里
	打切り		
	—		29.12.18
30-1 (47)	(申請日) 30.11.5 (終結日) —	【申請者】 労働者 【被申請者】 生活関連サービス業, 娯楽業 (10~49人) 【あっせん事項】 パワハラ・嫌がらせ 【あっせん回数】 一回 【経過】 労働者が、使用者のパワーハラスメントにより退職に追い込まれたと主張し、補償金等の支払いを求めたもの。 平成30年内に終結せず、翌年に繰り越した。	(公)宮本 (労)原 (使)中村
	繰越		
	—		30.12.17

注) 「係属日数」は、あっせん申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」はあっせん開始(あっせん員指名)から終結までに要した日数である。

第4節 労働相談

1 労働相談の概況

労働相談件数及び労働相談内容別件数の最近5か年の状況は、4-17表のとおりである。平成30年の労働相談件数は415件であり、前年(483件)と比較して14%減少した。また、労働相談内容別では、「賃金・手当」や「パワハラ・嫌がらせ」に関する相談が多かった。

(4-17表) 労働相談件数及び相談内容別件数の状況

年次		26年	27年	28年	29年	30年
相談件数		185	283	452	483	415
相談内容	組合関係	10	12	7	4	5
	団体交渉	3	3	3	2	6
	解雇	10	28	36	26	31
	配置転換、出向・転籍	4	12	11	10	9
	復職	2	2	3	6	2
	懲戒処分	4	4	3	4	3
	退職	19	30	58	51	47
	賃金・手当	54	55	94	110	100
	労働契約	21	12	22	6	11
	労働時間	14	26	23	17	14
	休日・休暇・休業	14	24	41	54	40
	社会保険・労働保険	23	22	47	55	38
	セクハラ	1	1	3	2	6
	パワハラ・嫌がらせ	25	46	63	70	69
その他	46	89	121	142	128	

- 注) 1 複数の内容を有する相談があるため、相談件数と相談内容ごとの件数の合計は一致しない。
 2 各年の相談内容別の件数は、平成27年の区分の見直しに伴い、改めて集計した件数である。

2 出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催

県内の労働相談需要に対応するとともに、労働委員会を県民に広くPRし、あっせん制度の利用機会を拡大することを目的として、4-18表のとおり出前無料労働相談会を県内13箇所で開催し、15件の相談があった。また、月例無料労働相談会を4-19表のとおり開催し、1件の相談があった。

(4-18表) 出前無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
2月25日(日) 午後1時～4時	盛岡市 (アイーナ・いわて県民情報 交流センター)	(公)本田 (労)古門 (使)中村
3月4日(日) 午後1時～4時	宮古市 (宮古地区合同庁舎)	(公)岡田 (労)原 (使)大里
6月17日(日) 午後1時～4時	北上市 (北上市市民交流プラザ)	(公)本田 (労)鈴木 (使)中村
6月23日(土) 午後1時～4時	釜石市 (イオンタウン釜石)	(公)太田 (労)八幡 (使)佐藤
	二戸市 (カシオペアメッセ・なにや ーと)	(公)長谷川 (労)原 (使)大里
6月24日(日) 午後1時～4時	遠野市 (あすもあ遠野)	(公)宮本 (労)古門 (使)平野
	久慈市 (久慈地区合同庁舎)	(公)岡田 (労)柴谷 (使)花上
8月8日(水) 午後5時～8時	北上市 (北上市市民交流プラザ)	(公)宮本 (労)原 (使)平野
10月6日(土)※ 午前10時～午後3時	盛岡市 (アイーナ・いわて県民情報 交流センター)	(公)宮本 (労)八幡 (使)中村
10月14日(日) 午後1時～4時	奥州市 (奥州地区合同庁舎)	(公)太田 (労)山岸 (使)平野
	大船渡市 (大船渡地区合同庁舎)	(公)本田 (労)原 (使)大里
10月21日(日) 午後1時～4時	一関市 (一関地区合同庁舎)	(公)本田 (労)石川 (使)平野
	宮古市 (宮古地区合同庁舎)	(公)長谷川 (労)鈴木 (使)中村

※ 10月6日(盛岡市)は、岩手労働局、岩手弁護士会等との関係機関合同労働相談会として開催。

(4-19表) 月例無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
1月26日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)長谷川 (労)原 (使)花上
2月23日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)岡田 (労)柴谷 (使)佐藤
3月27日(火)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)太田 (労)古門 (使)大里
4月27日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)太田 (労)八幡 (使)平野
5月25日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)宮本 (労)鈴木 (使)中村
6月29日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)長谷川 (労)原 (使)花上
7月27日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)本田 (労)柴谷 (使)佐藤
8月24日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)岡田 (労)古門 (使)大里
9月26日(水)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)長谷川 (労)八幡 (使)中村
10月19日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)本田 (労)鈴木 (使)大里
11月26日(月)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)太田 (労)原 (使)平野
12月21日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)石堂 (労)石川 (使)西村

※ 相談時間は、いずれも午後1時15分～午後2時45分。要予約で先着2名まで。

第5章 労働委員会の活性化

1 主な取組内容

- (1) 平成30年度は、「第2次岩手県労働委員会活性化計画（平成28年～30年度）」に基づき、大学・高校における「委員による出前講座」の実施、県の広報媒体やホームページ、就職情報誌などを活用したPR活動を行った。
- (2) また、県民サービスの向上につながる取組として、「労働相談専用フリーダイヤル」を引き続き運用するとともに、委員が県内各地に出向き実施する「出前無料労働相談会」について、土日の12地区に加え、試行的に平日の夕方に1地区で開催した。また、「月例無料労働相談会」を毎月実施し、県民の利便に配慮した。
- (3) さらに、平成31年度からの第3次活性化計画の策定の参考とするため、兵庫県及び広島県の調査を実施した。
- (4) 委員及び職員の資質の向上に向け、終結した事件についての委員間の情報共有やノウハウを目的に「審査・あっせん等終結事案研修会」を実施したほか、労働相談の概要を定例総会に毎月報告するとともに、「委員による講話」を年間3回開催した。加えて、委員を労働紛争解決に係る研修に計画的に派遣した。
- (5) これら取組の結果、労働委員会への労働相談件数は、活性化に取り組む前の平成24年に比べ約5倍に増加しており、労働委員会の認知度は、着実に高まってきているものと考えられる。

2 今後の取組

労働委員会制度の更なる認知度向上を図るとともに、近年複雑、多様化している労働に関する法制度に確実に対応していくため、平成31年度以降も計画的に活性化に取り組むこととし、第3次活性化計画の策定を行った。

不当労働行為事件命令集

決 定 書

申 立 人 X

被申立人 Y

代表者 B

上記当事者間の岩労委平成 29 年（不）第 2 号事件（平成 29 年 12 月 28 日申立て）について、岩手県労働委員会は、平成 30 年 3 月 28 日に第 678 回公益委員会議を開催し、会長公益委員宮本ともみ、公益委員長谷川大、同岡田寛史、同本田純、同太田秀栄が合議を行った結果、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第 1 請求する救済内容の要旨

被申立人は、命令書受領後 300 日以内に、幅 90 メートル、長さ 180 メートルの白地に、明瞭に墨書若しくは黒文字で印字して、被申立人の事務所の道路法上の道路（複数ある場合は各道路から）から見やすい場所に、終日、300 日間、不当労働行為認定の内容と今後このような行為を繰り返さないよう留意する内容を掲示すること。

第 2 事案の概要

1 申立ての概要

本件救済申立てに係る事案の概要は、別紙「不当労働行為救済申立書」の「不当労働行為を構成する具体的事実」に記載のとおりである。

2 当事者等

- (1) 被申立人 Y（以下「被申立人」という。）は、肩書地に所在する地方公共団体である。
- (2) 申立人 X（以下「申立人」という。）は、肩書地を住所とする個人である。

3 審査の経緯

(1) 申立書の受付

申立人は、本件申立てを郵送により行い、当委員会は平成 29 年 12 月 28 日付けで受付をした。

しかし、本件申立書は、当事者がどのような雇用関係にあったのかその具体的事

実、被申立人が不当労働行為を行った日・場所・行為等の、労働委員会規則第 32 条第 2 項第 3 号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載を欠いていた。

(2) 申立人に対する補正勧告

当委員会は、平成 30 年 1 月 29 日の第 676 回公益委員会議において、本件申立書が、労働委員会規則第 32 条第 2 項第 3 号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載を欠いていたため、同年 2 月 7 日までにその補正を行うよう勧告することを決定し、同年 1 月 29 日付け補正勧告書を特定記録郵便で申立人に通知し、同月 30 日、申立人の肩書地に配達されたことを確認した。

なお、当該補正勧告書には、正当な理由なく期日までに申立書が補正されない場合は、労働委員会規則第 33 条第 1 項の規定に基づき却下することがある旨記載していた。

しかし、補正期限経過後においても補正はなされなかった。

(3) 補正の督促

当委員会は、平成 30 年 2 月 27 日の第 677 回公益委員会議において、同年 3 月 8 日までに本件申立書の補正を行うよう督促することを決定し、同年 2 月 27 日付け督促通知を特定記録郵便で申立人に送付し、同月 28 日、申立人の肩書地に配達されたことを確認した。

なお、当該督促通知には、正当な理由なく期日までに申立書が補正されない場合は、労働委員会規則第 33 条第 1 項の規定に基づき却下することがある旨記載していた。

しかし、現在に至るまで補正はなされておらず、申立人は、本件申立てにおいて、申立書その他書面等により、具体的事実をもって主張していない。

第 3 判断

以上の経緯のとおり、本件申立ては、労働委員会規則第 32 条第 2 項第 3 号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載の要件を欠き、その補正がなされないものである。

よって、当委員会は、労働委員会規則第 33 条第 1 項第 1 号を適用して主文のとおり決定する。

平成 30 年 3 月 28 日

岩手県労働委員会

会 長 宮本 ともみ

資 料 編

2 命令決定事件一覧表 (命令決定年月日順)

整理 番号	事件番号	申立人		申立 年月日	終 結 年月日	処 理 日 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状況
		組合	個人							
1	昭和24(不)7	○		24. 8. 31	25. 5. 30	273	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、組合問題は必ず協議すること	棄却	再審査(労)
2	25(不)4		2	25. 3. 18	25. 7. 5	110	1	原職復帰	全部救済	—
3	25(不)3		1	25. 2. 17	25. 8. 5	170	1	解雇取消、原職復帰、命令確定までの身分保証、支配介入の排除	棄却	—
4	27(不)3	○		27. 12. 24	28. 3. 9	76	1・3	解雇取消、職場転換の取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	—
5	31(不)1		1	31. 8. 11	31. 10. 11	62	1	原職復帰、バックペイ	全部救済	—
6	34(不)4	○		34. 4. 13	34. 9. 25	166	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	行訴(使)
7	34(不)1	○		34. 3. 6	34. 9. 30	209	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)
8	38(不)1	○		38. 3. 13	38. 9. 30 (併合)	202	3	支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	再審査(使)
9	38(不)2	○		38. 3. 15		200	3	支配介入の排除、ポストノータイス	棄却	再審査(労)
10	39(不)2	○		39. 6. 4	41. 10. 14	863	1	新会社への採用、原職復帰、バックペイ	全部救済	再審査(使)
11	42(不)1	○	1	42. 1. 16	43. 9. 28	622	1	処分取消、原職復帰、不利益取扱禁止、ポストノータイス	全部救済	—
12	41(不)1	○		41. 3. 28	47. 11. 15	2,425	1・3	転勤の取消、昇給昇格の遡及実施、支配介入排除、不利益取扱禁止、ポストノータイス	全部救済	行訴(使)
13	49(不)7	○		49. 8. 31	49. 12. 27	119	1・2・3	不利益取扱禁止、団交応諾、支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	再審査(使) (労)
14	45(不)5	○	1	45. 12. 12	50. 2. 26	1,538	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	行訴(使)
15	50(不)2	○		50. 1. 31	50. 3. 21	50	2	団交応諾	全部救済	—
16	49(不)4	○		49. 5. 2	51. 9. 27	880	1・2	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、団交応諾、ポストノータイス	全部救済	行訴(使)

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処理日数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	最終状況	不服申立状況
		組合	個人							
17	50(不)3	○		50. 4. 4	51. 9. 27	543	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノテイス	全部救済	—
18	48(不)2	○	1	48. 4. 12	51. 10. 15	1,283	1	処分取消、不利益取扱禁止	一部救済	行訴(使)
19	昭和54(不)1	○		54. 6. 21	56. 3. 28 (併合)	647	3	支配介入の排除、ポストノテイス	一部救済	行訴(使)
20	54(不)5	○		54. 9. 10		566	1	支配介入の排除、ポストノテイス	一部救済	
21	52(不)4		8	52. 9. 20	57. 6. 28	1,743	1・3	配転命令の撤回、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノテイス	一部救済	再審査(使)
22	59(不)2	○		59. 5. 24	60. 5. 16	358	2	団交応諾、ポストノテイス	全部救済	—
23	59(不)11	○		59. 10. 4	62. 12. 10	1,163	1	処分取消、ポストノテイス	全部救済	—
24	62(不)7	○		62. 12. 23	63. 12. 27	371	2	団交応諾	全部救済	—
25	62(不)1	○		62. 6. 26	元. 5. 31 (併合)	706	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノテイス	全部救済	再審査(使)
26	62(不)2	○		62. 7. 9		693	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノテイス	全部救済	
27	62(不)3	○		62. 8. 3	元. 6. 22	668	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノテイス	全部救済	再審査(使)
28	62(不)6	○		62. 11. 18		583	1・3	夏季手当減額措置の撤回、ポストノテイス	全部救済	
29	62(不)5	○		62. 11. 18	元. 8. 11	633	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、夏季手当減額措置の撤回、ポストノテイス	全部救済	再審査(使)
30	63(不)2	○		63. 2. 19	元. 11. 9	630	3	支配介入の排除、ポストノテイス	全部救済	再審査(使)
31	63(不)1	○		63. 2. 2	2. 2. 23	753	3	支配介入の排除、ポストノテイス	全部救済	再審査(使)
32	平成元(不)1	○		元. 1. 26	2. 5. 25	485	3	支配介入の排除、ポストノテイス	全部救済	再審査(使)
33	元(不)3	○		元. 3. 14	2. 9. 4	540	2	団交応諾、ポストノテイス	全部救済	—
34	昭和62(不)4	○		62. 8. 3	2. 12. 21	1,237	1・3	勤務指定等の撤回、ポストノテイス	全部救済	再審査(使)

整理 番号	事件番号	申立人		申立 年月日	終 結 年月日	処 理 日 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状況
		組合	個人							
35	63(不)3	○		63.11.22	3. 3.25	854	1・3	不利益取扱禁止、支配介入の排除、 ポストノーテイス	一部救済	行 訴(使)
36	平成4(不)2	○		4. 6. 1	5. 9.28	485	3	支配介入の排除、ポストノーテイス	全部救済	再審査(使)
37	6(不)1	○	1	6. 6. 6	7. 7.31	421	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーテイス	一部救済	—
38	平成10(不)1	○		10. 5. 8	12. 3. 6	669	1・2・3	団交承諾、脱退強要禁止、不利益取扱禁止、 出向の取消、支配介入の排除	全部救済	—
39	11(不)1	○		11. 1.13	13. 6.21 (併合)	891	2	団交承諾	全部救済	行 訴(使)
40	11(不)2	○		11. 4.20		794	1・4	原職復帰、バックペイ、不利益取扱禁止	全部救済	
41	4(不)1	○		4. 3.25	14. 3.27	3,655	1・3	昇進差別の是正、バックペイ、 支配介入の排除、ポストノーテイス	棄却 (一部却下)	再審査(労)
42	15(不)1	○		15.11. 4	16.11.18	381	2	団交承諾、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)
43	17(不)2	○		17. 7.14	18. 6.15	337	2・3	脱退強要の禁止、支配介入の排除、 団交承諾、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)
44	昭和48(不)4	○	1,394	48.10. 9		12,195	1・2・3	バックペイ、不利益取扱禁止、 支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部却下げ)	—
45	50(不)1	○	14	50. 1.14	19. 2.27	11,733	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、 支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部却下げ)	—
46	51(不)3	○	19	51. 6. 2		11,228	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、 支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部却下げ)	—
47	51(不)1	○	1	51. 1.28		11,472	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
48	52(不)2	○	3	52. 8.18		10,904	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
49	56(不)1	○	3	56. 2.27	19. 6.25	9,615	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
50	61(不)1	○	2	61. 2.10		7,806	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止	取下げ (一部却下)	—

整理 番号	事件番号	申立人		申立 年月日	結 年月日	処 日数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状況
		組合	個人							
51	19(不)1	○		19. 6. 6	20. 6. 30	391	1・2	不利益取扱禁止、誠実団交承諾	棄却	再審査(労)
52	20(不)1	○		20. 1. 4	20. 6. 30	179	2	団交承諾、ポストノーテイス	棄却	—
53	21(不)1	○		21. 6. 22	21. 12. 11	173	2	団交承諾、ポストノーテイス	全部救済	—
54	23(不)1	○		23. 2. 9	23. 6. 20	132	2	団交承諾、ポストノーテイス	全部救済	—
					23. 9. 13	217	1・3	不利益取扱禁止、年末一時金支給、支配介入の排除、ポストノーテイス、謝罪	一部救済	—
55	25(不)1	○		25. 5. 31	26. 1. 26	241	2	団交承諾	全部救済	再審査(使)
56	27(不)1	○		27. 9. 1	28. 2. 26	179	2	団交承諾	全部救済	—
					28. 9. 30	396	1	不利益取扱禁止、原職復帰、バックペイ、和解協定の履行	一部救済	再審査(使)
57	28(不)1		○	28. 6. 23	28. 12. 8	169	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却下	再審査(労)
58	28(不)2		○	28. 7. 19	28. 12. 8	143	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却下	再審査(労)
59	28(不)3		○	28. 7. 19	28. 12. 8	143	4	労働委員会事務への介入の排除、ポストノーテイス	却下	再審査(労)
60	29(不)1		○	29. 1. 4	29. 2. 28	56	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却下	再審査(労)
61	29(不)2		○	29. 12. 28	30. 4. 3	97	4	ポストノーテイス	却下	再審査(労)

(注) 1 「請求する救済の内容」欄のポストノーテイスは、文書揭示を意味し、文書交付や文書の新聞等への掲載を含む。

2 「終結状況」欄の「全部救済」とは、命令書本文中に棄却又は却下部分を含まない場合をいう。

また「一部救済」とは、命令書本文に救済部分の外、棄却又は却下部分を含む場合をいう。
ただし、併合された事件については、各々の申立事件ごとの棄却又は却下部分の有無により表示している。

3 労働争議の調整事件数 (昭和21年～平成30年)

区 分	取扱総件数		あ		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果		仲 裁	
	新 規	計	新 規	計	規 移 取 下 げ 管 理	規 移 取 下 げ 管 理	規 移 取 下 げ 管 理	規 移 取 下 げ 管 理	規 移 取 下 げ 管 理	規 移 取 下 げ 管 理	規 移 取 下 げ 管 理	規 移 取 下 げ 管 理
昭21	2	2	2	2			2					
22	10	10	7	7		1	6					
23	32	35	25	25	1	4	17	2	3	1		
24	19	23	19	22	2		20	1	1			
25	17	17	15	15	2		13	1				
26	17	17	16	16		2	14	1				
27	17	17	17	17	1	1	14					
28	22	23	21	22	4	3	15	1				
29	15	15	14	14	2	1	10	1				
30	18	19	18	19	2	2	14					
31	1(1)	18(1)	1(1)	18(1)		5	13					
32	1(1)	13(1)	1(1)	13(1)	1	4	9					
33	1(1)	12(1)	1(1)	12(1)		4	8					
34	19	19	19	19		4	15					
35	10	10	10	10	1		9					
36	4(4)	23(4)	4(4)	23(4)	1	5	17					
37	3(3)	20(3)	3(3)	19(3)	1	6	12			1		
38	3(3)	30(3)	3(3)	28(3)	1	7	14(1)			2		
39	11(11)	33(11)	11(11)	32(11)		12	17(5)			1		
40	1(10)	28(10)	1(10)	22(10)		9	8(5)			3		1
41	1(7)	20(7)	6(6)	16(6)	2	5	9(2)			(1) 2		1
42	2	31	29	29	14	4	9					1
43	4(1)	24(1)	2(1)	23(1)	8	12	12(1)			3		1
44	1(8)	23(8)	1(4)	19(4)	4	3	4(4)			(4) 4		
45	1	21	18	19	8	10	10			3		

区 分 年 別	取扱総件数		あ										取				種				別				
	繰 越 し	新 規	計	件数		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果	
				繰 越 し	新 規	繰 越 し	打 切 り	解 決	取 下 げ	規 6 5 管	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ
46	0	(0)	23	0	20	(0)	20	1	3	6	10	0	0	3	(0)	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0
47	0	(0)	23	0	18	(0)	18		6	3	9	0	0	5	(0)	5	3	1	0	0	0	0	0	0	0
48	0	(0)	19	0	19	(0)	19		10	3	6	0	0	(0)	0	0			0	0	0	0	0	0	0
49	0	(2)	32	0	(2)	28	1	9	(1)	6	(1)	11	1	4	(0)	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
50	1	(0)	32	1	29	(0)	30		2	15	13	0	0	2	(0)	2	1	1	0	0	1	1	0	1	1
51	1		14		13		13		7	5	1			1		1	1								
52			11		10		10	1		3	5	1		1		1									
53	1		40	1	40		41	1	11	18	10	1													
54	1		20	1	20		21		2	8	13														
55	(1)		8	(1)	8		8		2	3	(1)	2	1	(1)		1	1								
56	1		23	1	23		24		8	5	11														
57			26		25		25		11	3	7	4		1		1									
58	4	(1)	20	4	(1)	16	(1)	20	3	6	(1)	9	2	4		2	1								
59	2		22	2	22		24		9	6	5	4													
60	4		17	4	16		20		11	3	5	1		1		1									
61	1		19	1	19		20		7	7	5	1													
62	1		15	1	14		15		5	3	6	1		1											
63	2		7	1	7		8		3	3	2		1	1											
平元			10		10		10		8	1	1			1											
2	1		7	1	7		8		2	2	4														
3			3		3		3			1		2													
4	2		3	2	3		5		3	1		1													
5	1		6	1	6		7		3	2		2													
6	2		5	2	5		7		4		2	1													
7	1		3	1	2		3		1	1		1		1											

4 個別労働関係紛争のあっせん事件数（平成14年～平成30年）

年別	区分	取扱件数			取扱結果					翌年繰越し
		前繰越し	新規	計	解決	取下げ	打切り	不開始	計	
平	14		5	5	3	1			4	1
	15	1	2	3		2	1		3	
	16		2	2	2				2	
	17		7	7	6	1			7	
	18		1	1			1		1	
	19		2	2	1	1			2	
	20									
	21		1	1		1			1	
	22		2	2	1		1		2	
	23		2	2				1	1	1
	24	1	3	4	3			1	4	
	25		3	3	1		1		2	1
	26	1	1	2	2				2	
	27		8	8	1		5	1	7	1
	28	1	4	5			4	1	5	
	29		3	3			2		2	1
	30	1	1	2			1		1	1
合計	—	47	52	20	6	16	4	46	—	

注) 岩手県労働委員会では、平成14年8月から「個別労働関係紛争のあっせん」業務を行っている。

**第2次 岩手県労働委員会活性化計画
(平成28～30年度)**

平成28年4月

岩手県労働委員会

第2次 岩手県労働委員会活性化計画
(平成28～30年度)

目 次

1 労働委員会の現状と課題について	1
(1) 取扱件数の現状	1
(2) 本県労働委員会活性化のこれまでの取組状況	3
(3) 本県労働委員会の課題	5
2 第2次岩手県労働委員会活性化計画について	6
(1) 計画の趣旨及び基本方針	6
(2) 計画期間	6
(3) 成果の検証と次年度実施計画の策定	6
(4) 計画の取組目標及び平成28年度実施計画の取組内容	6

1 労働委員会の現状と課題について

(1) 取扱件数の現状

近年の労使紛争は、全国的に、労働組合の組織率の低下等から、集団的労使紛争が、低いレベルで推移する一方、非正規労働者の増加等による雇用形態の多様化やハラスメントの顕在化等から、個別労働関係紛争へと比重が移行しているが、本県労働委員会における事件の取組件数は、近年は年間1桁台と低水準で推移してきた。

こうした中で、本県労働委員会への労働相談件数は、平成25年度に労働相談専用フリーダイヤルを開設して以降大幅に増加したが、岩手県労働委員会活性化計画の期間を通じた積極的なPR活動等の取組により、平成27年度の労働相談件数がさらに大きく増加するなど増加傾向が継続しているほか、平成27年度の個別労働関係紛争に係る申請件数が大幅な増加を示している。

- ① **岩手県内の状況** 本県の労働委員会その他関係機関で取り扱った労使問題の件数は、表1のとおりであり、労働委員会の取扱件数は、審査事件、調整事件ともに数件にとどまっている。また、個別労働関係紛争あっせん事件については、平成27年度において取扱件数が上向いているが、他の関係機関と比べて少ない状況にある。

表1 労働委員会その他関係機関の取扱件数（岩手県）

年 度	岩 手 県 労 働 委 員 会				岩手労働局（紛争調整委員会あっせん）	盛岡地方裁判所（労働審判）
	不当労働行為事件	労働争議調整事件	個別紛争あっせん事件	相談件数		
24	1	2	5	95	43	10
25	1	2	1	202	59	7
26	1	5(2)	1	191	46	10
27	2(1)	0	9	322	52	10

(注) 括弧内の数値は、前年度からの繰越分であり、内数である。

- ② **北海道・東北各県の状況（個別労働関係紛争あっせん事件）** 個別労働関係紛争のあっせん事件についての北海道・東北各県における取扱件数は表2のとおりであり、本県は、ブロック内の各県と比べ少ない方であったが、平成27年度においては同程度の水準となっている。

表2 北海道・東北各県における個別労働関係紛争あっせん事件の取扱件数

年 度	北海道	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
24	24	8	5	2	9	2	0
25	30	5	1	5	4	1	0
26	25	2	1	5	6	1	3
27	25	3	9	10	3	7	6

③ 先進県の状況（個別労働関係紛争あっせん事件及び労働審判） 個別労働関係紛争に係る労働委員会及び労働局のあっせん事件と労働審判の件数について、本県労働委員会と比較して委員数・事務局職員数において同程度の規模で、新規係属事件が多い県の状況をみると、取扱件数は表3～5のとおりとなっている。

これらのいわゆる先進県においては、労働委員会のあっせん事件の件数が、労働審判件数を上回ったり、あるいは、労働局あっせん件数に近づいている県もある。

表3 労働委員会個別労働関係紛争あっせん事件の取扱件数

年 度	新潟県	鳥取県	島根県	徳島県	高知県	岩手県	全 国
24	9	29	11	21	24	5	338
25	17	25	7	45	15	1	376
26	11	32	3	40	18	1	358
27	16	29	10	14	14	9	370

表4 労働局あっせん事件の取扱件数

年 度	新潟県	鳥取県	島根県	徳島県	高知県	岩手県	全 国
24	66	42	40	46	34	43	6,047
25	46	32	23	52	36	59	5,712
26	66	40	23	31	31	46	5,010
27	60	32	30	18	26	52	4,775

表5 労働審判の取扱件数

年 度	新潟県	鳥取県	島根県	徳島県	高知県	岩手県	全 国
24	27	8	5	9	5	11	3,660
25	46	18	6	20	7	7	4,565
26	17	2	5	11	8	10	3,416
27	16	6	7	11	10	10	3,679

(2) 本県労働委員会活性化のこれまでの取組状況

平成16年1月、個別労働関係紛争に係る労働相談について調査検討することを目的として「個別労働関係紛争に係る労働相談検討委員会」が設置され、その後、平成25年1月の定例総会において、名称を「活性化検討委員会」に改め、さらなる活性化の取組を進めることとなった。平成25年3月、活性化計画を策定し、表6のとおり様々な活性化に関する取組を進めてきた。

表6 本県労働委員会活性化のこれまでの取組

区分	内容
県民の認知度を高める取組	県HPトップページへのリンク、内容の充実・強化、マスメディアを活用した情報発信、求人誌を活用した情報発信、労働委員会独自の方法による情報発信（労働委員会独自のポスターやチラシ、のぼり旗、バス車内広告）、記者会見の活用、出前講座の実施（学校での出前講座、経営者を対象とした労働相談の強化を含む）、新聞における労働相談Q&Aの連載、労働相談専用フリーダイヤルの設置・愛称の設定、関係機関と合同による無料労働相談会の実施、経営者を対象とした労働相談の強化（出前講座と併せて実施）、委員による月例無料労働相談会の実施、委員による出前無料労働相談会の実施
資質の向上・体制の充実を図る取組	個別あっせんの進め方の簡素化、不当労働行為の審査の目標期間の達成、現地あっせんの実施、ブロック総会等議題勉強会、ブロック協議会研修会、審査・あっせん等終結事案研修会、委員による講話等、労働相談の概要に係る定例総会での報告、委員派遣研修等、事務局研究会、事務局職員研修
関係機関と連携する取組	関係機関と合同による無料労働相談会<再掲>、知事部局や労働局主催の会議への参加、岩手労働局と個別あっせんでの連携強化

こうした取組の中で、特徴的な取組としては、次のようなものが挙げられる。

- ① **制度周知の取組** 労働委員会の認知度向上に向けた制度周知の取組として、本県労働委員会が独自に作成した、公労使三者構成の特長等を掲載するポスター・チラシやのぼり旗を、ハローワークや商工団体等の関係機関、スーパー、コンビニ等に広く掲示、配架などするとともに、広報媒体やホームページ、就職情報誌などを活用したPRを積極的に行った。
- ② **県民サービスの向上につながる取組** 制度周知と併せて、特に県民サービスの向上につながる取組として、「労働相談専用フリーダイヤル」を引き続き運用するとともに、委員が県内12地区に出向いて土日に開催する「出前無料労働相談会」、労働者・経営者団体に出向いて紛争解決のポイント等を紹介する「出前講座」を

実施したほか、遠隔地にある事業所所在地での「現地あっせん」や「夜間あっせん」を実施するなど、県民の利便への配慮にも努めた。

③ **労働委員会制度創設70周年を契機とした取組** 平成27年度が労働委員会制度創設70周年となるのを契機として、平成27年10月の「個別労働紛争処理制度周知月間」に合わせ、「月例無料労働相談会」、「学校での出前講座」を開始した。また、同周知月間の取組として、県内大手バス会社2社の路線バス全車両への「バス車内広告」も実施した。

④ **労働委員会内部における情報共有等の取組** 労働委員会内部における取組としては、資質の向上に向けて、終結した事件についての委員間の情報共有やノウハウの蓄積に資する「審査・あっせん等終結事案研修会」や、労働相談の概要の定例総会への月例報告を開始するとともに、「委員による講話」を年間3回開催することとした。

(3) 本県労働委員会の課題

労働委員会は、昭和21年3月の制度創設以来、集団的労使紛争の唯一の専門的な解決機関として長い歴史を有するところであるが、本県労働委員会が個別労働関係紛争を取り扱うことになったのは、平成14年8月の条例施行後であり、比較的歴史が新しいところである。

このような中で、近年は全国的に、労働組合の組織率の低下等から集団的労使紛争が減少し、個別労働関係紛争の比重が増してきている。

こうしたことから、労働者個人あるいは小規模の事業者をはじめとした県民への労働委員会制度の一層の周知を図り、認知度の向上を図ることが、重要な課題となっており、引き続き、労働委員会の三者構成の良さを中心に積極的なPR等を推進し、県民にとってより身近で利用しやすい機関となるよう努めていく必要がある。

以下に、上記のような労働委員会制度の周知の推進をはじめ、本県労働委員会の課題を示すこととする。

- ① **労働委員会制度の周知の推進** 利用者となるべき労働者、労働組合、使用者の労働委員会に対する認知度が低いことから、県民に対する労働委員会制度の一層周知の推進が求められている。
- ② **委員及び職員の更なる資質向上** 非正規雇用の増加等による雇用環境の変化、個別労働関係紛争の増加など、複雑、多様化する労働問題に適切に対応するため、委員及び職員の更なる資質の向上が求められている。
- ③ **関係機関との連携の推進** 活性化の取組を効果的に進めるにあたって、労働局等の他の機関との連携の推進が求められている。
- ④ **社会環境変化に対応した取組** 労働組合組織率の低下や非正規雇用の増加等による雇用環境の変化、労働法制の見直しの動き、個別労働関係紛争の増加など、労働委員会を取り巻く環境の変化への適切な対応が求められている。
- ⑤ **労働局あっせん打切り事案への対応** 岩手労働局のあっせんが打切りになった場合、労働委員会のあっせん制度を紹介してもらうなどの連携強化の取組を進めているが、解決が難しい事例が多く見受けられることから、こうした事案への適切な対応が求められている。

2 第2次岩手県労働委員会活性化計画について

(1) 計画の趣旨及び基本方針

本県労働委員会の活性化については、これまでも計画的に取り組んできたところであるが、今後においても、引き続き計画的にその取組を推進し、不断の改善に努めていく必要がある。

こうした考え方から、「第2次岩手県労働委員会活性化計画」を策定し、この計画に基づき、継続して、労働委員会制度の周知をはじめとする各分野の取組を積極的に実施していくものとする。

また、計画の基本方針は、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、引き続き、次のとおりとすることとし、労働委員会を取り巻く社会環境の変化等にも柔軟に対応していくものとする。

- 県民にとってより身近で利用しやすい組織となるよう、労働委員会に対する**県民の認知度を高める取組**を推進する。
- 認知度が高まることにより、労働委員会に持ち込まれる多様な労使の問題に対応できるよう、委員及び職員の一層の**資質の向上・体制の充実を図る取組**を進める。
- これらの取組を効果的に推進するため、他の**関係機関と連携する取組**を強化する。

(2) 計画期間

この計画の対象期間は、平成28年度から平成30年度までの3か年とする。なお、この計画における取組は、原則として3年間にわたり継続して実施することとし、毎年度、検証と見直しを行いながら、段階的に進めていくものとする。

(3) 成果の検証と次年度実施計画の策定

この計画における取組は、原則として年内に実施することとし、翌年1月に活性化検討委員会を開催して、それぞれの成果を検証するとともに、必要な見直しを行って、次年度の活性化実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

(4) 計画の取組目標及び平成28年度実施計画の取組内容

この計画の目標年次である平成30年度の取組目標と平成28年度実施計画の取組内容は、表7のとおりとする。

表7 第2次活性化計画の取組目標及び平成28年度実施計画の取組内容

区分	取組目標【H30】	平成28年度実施計画		取組実績																										
		H28	取組内容	H25	H26	H27																								
I 県民の認知度を高める取組																														
1 わかりやすいホームページの作成																														
県HPトップページへのリンク	年40回	35回	○ニュースリリース（県HPトップページ） ⇒アクセス数が多い県HPトップページにある「新着情報」や「カレンダー」などに情報を掲載し、労働委員会HPへの誘導を図る。	3	6	12																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新着</th> <th>カレンダー</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例無料相談会</td> <td>13(1)</td> <td>12(1)</td> <td>25(2)</td> </tr> <tr> <td>出前無料相談会</td> <td>4(4)</td> <td>3(3)</td> <td>7(7)</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>2(2)</td> <td>0(0)</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1(1)</td> <td>0(0)</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20(8)</td> <td>15(4)</td> <td>35(12)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	新着	カレンダー	計	月例無料相談会	13(1)	12(1)	25(2)	出前無料相談会	4(4)	3(3)	7(7)	出前講座	2(2)	0(0)	2(2)	個別労働紛争処理制度周知月間	1(1)	0(0)	1(1)	計	20(8)	15(4)	35(12)			
区分	新着	カレンダー	計																											
月例無料相談会	13(1)	12(1)	25(2)																											
出前無料相談会	4(4)	3(3)	7(7)																											
出前講座	2(2)	0(0)	2(2)																											
個別労働紛争処理制度周知月間	1(1)	0(0)	1(1)																											
計	20(8)	15(4)	35(12)																											
内容の充実・強化	年30回	24回	○ニュースリリース（労働委員会HP） ⇒ホームページの内容を充実強化するほか、構成を随時見直しする。	3	5	12																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例無料相談会</td> <td>13(1)</td> </tr> <tr> <td>出前無料相談会</td> <td>4(4)</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>労働相談実績等</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>フリーダイヤル</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24(12)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	件数	月例無料相談会	13(1)	出前無料相談会	4(4)	出前講座	2(2)	個別労働紛争処理制度周知月間	1(1)	労働相談実績等	2(2)	フリーダイヤル	2(2)	計	24(12)											
区分	件数																													
月例無料相談会	13(1)																													
出前無料相談会	4(4)																													
出前講座	2(2)																													
個別労働紛争処理制度周知月間	1(1)																													
労働相談実績等	2(2)																													
フリーダイヤル	2(2)																													
計	24(12)																													
労働相談Q&Aの拡充	年1回	1回	○労働相談Q&Aの拡充（労働委員会HP） ⇒利用者が必要とする労働委員会制度等に関する情報を提供する 労働相談Q&A（労働委員会HP）の毎年度の充実 を図る。	1	1	1																								
2 情報発信の拡充																														
マスメディアを活用した情報発信	年35回	30回	○県広報媒体の活用 ⇒県のテレビ・ラジオ番組・県広報紙（いわてグラフ）等を活用しながら、情報発信を推進する。	24	23	26																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ</td> <td>4(3)</td> <td>労使トラブル2(2) 月例無料相談会1(0) 出前無料相談会1(1)</td> </tr> <tr> <td>ラジオ</td> <td>10(9)</td> <td>労使トラブル3(3) 月例無料相談会3(2) 出前無料相談会2(2) 出前講座1(1) 個別紛争周知月間1(1)</td> </tr> <tr> <td>いわてグラフ</td> <td>3(3)</td> <td>労使トラブル1(1) 月例無料相談会1(1) フリーダイヤル1(1)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	回数	内容	テレビ	4(3)	労使トラブル2(2) 月例無料相談会1(0) 出前無料相談会1(1)	ラジオ	10(9)	労使トラブル3(3) 月例無料相談会3(2) 出前無料相談会2(2) 出前講座1(1) 個別紛争周知月間1(1)	いわてグラフ	3(3)	労使トラブル1(1) 月例無料相談会1(1) フリーダイヤル1(1)															
区分	回数	内容																												
テレビ	4(3)	労使トラブル2(2) 月例無料相談会1(0) 出前無料相談会1(1)																												
ラジオ	10(9)	労使トラブル3(3) 月例無料相談会3(2) 出前無料相談会2(2) 出前講座1(1) 個別紛争周知月間1(1)																												
いわてグラフ	3(3)	労使トラブル1(1) 月例無料相談会1(1) フリーダイヤル1(1)																												

区分	取組目標 【H30】	平成 28 年度実施計画			取組実績																												
		H28	取組内容		H25	H26	H27																										
			<table border="1"> <tr> <td>コンビニ</td> <td>3(3)</td> <td>出前無料相談会 3(3)</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>1(1)</td> <td>フリーダイヤル 1(1)</td> </tr> <tr> <td>データ放送</td> <td>2(2)</td> <td>労使トラブル 1(1) フリーダイヤル 1(1)</td> </tr> <tr> <td>SNS</td> <td>7(5)</td> <td>月例無料相談会 2(2) 出前無料相談会 2(1) フリーダイヤル 2(1) 個別紛争周知月間 1(1)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30(26)</td> <td></td> </tr> </table>	コンビニ	3(3)	出前無料相談会 3(3)	新聞	1(1)	フリーダイヤル 1(1)	データ放送	2(2)	労使トラブル 1(1) フリーダイヤル 1(1)	SNS	7(5)	月例無料相談会 2(2) 出前無料相談会 2(1) フリーダイヤル 2(1) 個別紛争周知月間 1(1)	計	30(26)																
コンビニ	3(3)	出前無料相談会 3(3)																															
新聞	1(1)	フリーダイヤル 1(1)																															
データ放送	2(2)	労使トラブル 1(1) フリーダイヤル 1(1)																															
SNS	7(5)	月例無料相談会 2(2) 出前無料相談会 2(1) フリーダイヤル 2(1) 個別紛争周知月間 1(1)																															
計	30(26)																																
求人誌を活用した情報発信	年 12 回	12 回	<p>○無料広告掲載 ⇒求人情報誌に毎月広告を掲載（無料） 岩手・青森・秋田求人情報 月刊 Be-Job（毎月 20 日発行）</p>	12	12	12																											
労働委員会独自の方法による情報発信	随時	随時	<p>○県広報媒体以外の方法による情報発信 ⇒個別労働紛争周知月間を中心として、他の労使紛争解決機関との差別化（三者構成によるきめ細かな解決支援、無料、迅速等）が図られるような広告の実施 （テレビ広告・番組出演、列車中吊り広告、ポスター・チラシ、リーフレット、ポケットティッシュ）</p>	-	3	1																											
記者会見の活用	随時	1 回	<p>○プレスリリース（県政記者クラブでの会見） ⇒社会的に重要又は影響が大きい事項の発表については会長会見を実施する。</p>	1	-	1																											
記者クラブへの投げ込み	年 5 回	5 回	<p>○プレスリリース（記者クラブへの投げ込み） ⇒プレスリリースによる効果的な情報発信</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>回数</th> </tr> <tr> <td>労働相談実績等</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>出前無料労働相談会</td> <td>3(3)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5(5)</td> </tr> </table>	区分	回数	労働相談実績等	2(2)	出前無料労働相談会	3(3)	計	5(5)	1	2	5																			
区分	回数																																
労働相談実績等	2(2)																																
出前無料労働相談会	3(3)																																
計	5(5)																																
出前講座の実施	年 11 回	8 回	<p>○出前講座 ⇒学校については、専門学校に加え、高校及び大学で実施する。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>取組目標</th> <th>H28 計画</th> </tr> <tr> <td>労働者団体</td> <td>1</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>経営者団体</td> <td>3</td> <td>2(1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">学校</td> <td>高校</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>専門学校</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>労使団体</td> <td>随時</td> <td>0(1)</td> </tr> <tr> <td>労働局</td> <td>1</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11</td> <td>8(5)</td> </tr> </table>	区分	取組目標	H28 計画	労働者団体	1	1(1)	経営者団体	3	2(1)	学校	高校	3	専門学校	2	大学	1	小計	6	労使団体	随時	0(1)	労働局	1	1(1)	合計	11	8(5)	3	2	5
区分	取組目標	H28 計画																															
労働者団体	1	1(1)																															
経営者団体	3	2(1)																															
学校	高校	3																															
	専門学校	2																															
	大学	1																															
	小計	6																															
労使団体	随時	0(1)																															
労働局	1	1(1)																															
合計	11	8(5)																															
3 労働相談の充実強化																																	
労働相談専用フリーダイヤルの運用	通年	通年	<p>○労働相談専用フリーダイヤルの運用 ⇒専用のフリーダイヤルを運用し、気軽に相談できる体制を継続する。 （平日 8:30～17:15）</p>	1	継	継																											

区分	取組目標 【H30】	平成 28 年度実施計画		取組実績		
		H28	取組内容	H25	H26	H27
フリーダイヤルの愛称の活用	通年	通年	○フリーダイヤルの愛称の活用 (H25. 4. 26 設定) ⇒「労働相談なんでもダイヤル」の広報 0120-610-797 (ろうどうでくな)	1	継	継
関係機関と合同による無料労働相談会の実施	年 2 回	1 回	○関係機関との合同労働相談会 ⇒労働局等の関係機関との合同での労働相談会を実施する。 (10 月)	1	1	1
経営者を対象とした労働相談の強化 (出前講座との併催等で実施)	年 1 回	1 回	○出前講座の際の労働相談 (経営者を対象) ⇒経営者が相談しやすい体制を強化するため、紛争解決制度や労働問題に関するセミナー等と労働相談会を同時に開催する。 (商工団体、小規模な企業団体等への周知を継続する)	1	1	-
委員による月例無料労働相談会の実施	年 12 回	12 回	○委員による月例無料労働相談会 ⇒労働問題に詳しく豊富な知識と経験のある公労使委員が、労使間の問題解決に向けて、毎月無料でアドバイスする。 (月 1 回、原則第 4 金曜日、13:15~14:45、1 人 45 分以内、予約制)	-	-	6
委員による出前無料労働相談会の実施	年 3 回 12 地区	3 回 12 地区	○委員による出前無料労働相談会 ⇒委員が、地域に出向いて出前の無料労働相談会を実施する。 (6 月、10 月、2~3 月)	3 12	3 12	3 12
II 資質の向上・体制の充実を図る取組						
1 手続きの見直し、簡素化等						
個別あっせんの進め方の簡素化及び手続の改善	随時	随時	○簡素化・改善 ⇒当事者が利用しやすいように個別あっせんの進め方の簡素化、手続の改善を図る。 ・個別労働関係紛争における冒頭及び終結時のセレモニーの簡素化 ・個別あっせんにおける終結時及び終結後の各当事者に対する対応の改善	1	1	7
不当労働行為の審査の目標期間の達成	通年	通年	○審査の目標期間 ⇒審査の迅速化のため、不当労働行為事件の審査の目標期間 (団交拒否事件 6 か月、通常事件 1 年) を達成する。 ※目標期間達成のための新たな取組 (1) 第 1 回調査期日の早期の設定 (30 日以内) (2) 申立事実の早期の整理 (できる限り第 1 回調査までに) (3) 代理人不在の場合の対応 (当事者への丁寧な説明と定型化) (4) 期日の複数回の一括設定 (2~3 回)	継	継	継
現地あっせん・夜間あっせんの実施	随時	随時	○現地あっせん、夜間あっせん ⇒当事者が希望する場合、盛岡以外の現地に出向いてあっせんを行う。 (当事者の希望や事情等を考慮)	-	2	1

区分	取組目標 【H30】	平成 28 年度実施計画		取組実績		
		H28	取組内容	H25	H26	H27
2 委員及び職員 の資質向上						
三者研修会	年 19 回	21 回	○三者研修会⇒継続して実施する。	4	4	19
(1) ブロック 総会等議題 、勉強会	年 2 回	4 回	○ブロック総会研修課題勉強会 1(1) (4 月) ○ブロック研修会研修課題勉強会 3(1) (7・9・10 月) ⇒研修議題に係る委員全員による勉強会を実施し、委員及び職員の資質向上・情報共有を図る。	2	2	2
(2) ブロック 協議会研修 会	年 1 回	1 回	○ブロック研修会 (10 月) ⇒本県において円滑に開催する。	1	1	1
(3) 審査・あつ せん等終結 事案研修会	随時	随時	○審査・あつせん等終結事案研修会 ⇒審査・あつせん等終結事件の担当委員等が説明のうえ意見交換などを行う研修会を実施し、委員間の情報共有やノウハウの蓄積に資する。	-	-	6
(4) 委員によ る講話	年 3 回	3 回	○委員による講話 ⇒公労使委員が順次講師となり、それぞれの立場から幅広いテーマで講話を行う。 ・委員講師 3(3)	-	-	3
(5) 外部講師 による講話	年 1 回	1 回	○外部講師による講話 ⇒裁判所や労働局等から外部講師を招き、専門的見地からテーマで講話を行う。 ・外部講師 1(1)	1	1	1
(6) 労働相談 の概要に係 る定例総会 での報告	年 12 回	12 回	○労働相談の概要に係る定例総会での報告 ⇒労働相談専用フリーダイヤル等に寄せられた労働相談の事例等の概要を定例総会で報告し、各委員との情報共有を図るとともに、今後の相談対応等の参考とする。	-	-	6
委員派遣研修	年 8 名	8 名	○委員派遣研修 ⇒効果的な研修プログラムを活用して継続実施 ・公労使委員合同研修(中労委) 1(2) ・公労使委員個別紛争専門研修(中労委) 3(0) ・個別労働紛争解決研修応用研修(全基連) 3(0) ・労使関係セミナー 1(1)	3	7	3
事務局職員派 遣研修	年 9 名	9 名	○事務局職員派遣研修 ⇒効果的な研修プログラムを活用して継続実施 ・労働委員会事務局職員中央研修(中労委) 1(2) ・労働委員会事務局職員専門研修(中労委) 1(0) ・個別紛争専門研修(中労委) 1(0) ・個別労働紛争解決研修基礎研修(全基連) 0(3) ・個別労働紛争解決研修応用研修(全基連) 1(1) ・労使関係セミナー3(3) ・労働契約等解説セミナー2(2)	7	7	11
事務局研究会	年 1 回	1 回	○事務局研究会 ⇒労働相談等の実務に資するため、問題(基礎レベル)を解きながら、労働法の基本を学習する。 ・労働法勉強会 1(1)	2	2	1
事務局職員研 修	年 5 回	5 回	○事務局職員研修 ⇒局長及び課長が講師となり、業務課題や職員の育成に向けた講話を行う。 ・労働委員会事務局主催研修 1(1) ・局長による講話 2(2) ・課長による講話 2(1)	16	11	4

区分	取組目標 【H30】	平成 28 年度実施計画		取組実績		
		H28	取組内容	H25	H26	H27
Ⅲ 関係機関と連携する取組						
関係機関と合同による無料労働相談会	年 2 回	1 回	○関係機関との合同労働相談会<再掲> ⇒労働局等の関連機関との合同での労働相談会を実施する。	1	1	1
知事部局や労働局主催の会議への参加	年 4 回	4 回	○必要な会議に参加 ⇒知事部局が主催する会議（就業支援員連絡会議）や労働局が主催する「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」への参加を通じ、相互の連携を密にし、紛争解決への支援・協力を進める。 ・就業支援員担当者情報交換会 1(1) ・岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 1(1) ・広域振興局企画担当部（課）長会議 1(1) ・岩手労働局との合同研修 1(1)	3	3	4
岩手労働局と個別あっせんでの連携強化	随時	随時	○岩手労働局との連携強化 ⇒岩手労働局のあっせんが打ち切りになった場合、労働委員会のあっせん制度を紹介してもらう。	継	継	継

(注) 取組実績の H27 欄及び取組内容欄の括弧内は、平成 27 年 12 月末の実績である。

**岩手県労働委員会活性化計画の取組状況
(平成 28～30 年度)**

平成 30 年 12 月 31 日現在

労働委員会活性化計画の取組状況（平成28～30年度）について

H30.12.31 労働委員会事務局

区分	取組内容			実績(見込)						備考
	28年度実績	29年度実績	30年度実績(見込)	28	29	30	28	29	30	
I 県民の認知度を高める取組										
1 わかりやすいホームページの作成										
県HPトップページへのリンク	<p>○ニュースリリース (県公式HP) (35)</p> <p>① 月例無料労働相談会(25) ・新着情報(13) ・イベントカレンダー(12)</p> <p>② 出前無料相談会(7) ・新着情報(4) ・イベントカレンダー(3)</p> <p>③ 出前講座(2) ・新着情報(2)</p> <p>④ 個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p>	<p>○ニュースリリース (県公式HP) (17)</p> <p>① 月例無料労働相談会(5) ・新着情報(3) ・イベントカレンダー(2)</p> <p>② 出前無料相談会(6) ・新着情報(4) ・イベントカレンダー(2)</p> <p>③ 出前講座(2) ・新着情報(2)</p> <p>④ 個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p> <p>⑤ 労働相談実績等(3)</p>	<p>○ニュースリリース (県公式HP) (37)</p> <p>① 月例無料労働相談会(25) ・新着情報(13) ・イベントカレンダー(12)</p> <p>② 出前無料相談会(7) ・新着情報(4) ・イベントカレンダー(3)</p> <p>③ 出前講座(4) ・新着情報(4)</p> <p>④ 個別労働紛争処理制度周知月間(1) ・新着情報(1)</p>	35	35	40	35	17	37	
内容の充実・強化	<p>○ニュースリリース (労働委員会HP) (24)</p> <p>① 月例無料労働相談会(13) ② 出前無料相談会(4) ③ 出前講座(2) ④ 個別労働紛争処理制度周知月間(1) ⑤ 労働相談実績等(2) ⑥ フリーダイヤル(2)</p> <p>○労働相談Q&Aの拡充 (労働委員会ホームページ)</p>	<p>○ニュースリリース (労働委員会HP) (13)</p> <p>① 月例無料労働相談会(3) ② 出前無料相談会(4) ③ 出前講座(2) ④ 個別労働紛争処理制度周知月間(1) ⑤ 労働相談実績等(3) ⑥ フリーダイヤル(0)</p> <p>○労働相談Q&Aの拡充 (労働委員会ホームページ)</p>	<p>○ニュースリリース (労働委員会HP) (25)</p> <p>① 月例無料労働相談会(13) ② 出前無料相談会(5) ③ 出前講座(4) ④ 個別労働紛争処理制度周知月間(1) ⑤ 労働相談実績等(2) ⑥ フリーダイヤル(0)</p> <p>○労働相談Q&Aの拡充 (労働委員会ホームページ)</p>	24	24	30	24	13	25	
労働相談Q&Aの拡充	<p>○労働相談Q&Aの拡充 (労働委員会ホームページ)</p>	<p>○労働相談Q&Aの拡充 (労働委員会ホームページ)</p>	<p>○労働相談Q&Aの拡充 (労働委員会ホームページ)</p>	1	1	1	1	1	1	

区分	取組内容			単 位	実績(見込)			備考	
	28年度実績	29年度実績	30年度実績(見込)		28	29	30		
2 情報発信の 拡充 マスメディア を活用した情 報発信	<p>○県広報媒体(30)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労使トラブルの解決(3) ・ラジオ(1) ・ツイッター(2) <p>月例無料労働相談会(15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ(2) ・ラジオ(4) ・ツイッター(9) <p>出前無料労働相談会(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ツイッター(1) ・コンピニ(1) <p>フリーダイヤル(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ(2) ・ツイッター(3) <p>出前講座(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ(2) ・いわてグラフ(1) ・ツイッター(2) 	<p>○県広報媒体(51)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労使トラブルの解決(7) ・いわてグラフ(1) ・ツイッター(6) <p>月例無料労働相談会(20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ(2) ・ラジオ(8) ・ツイッター(8) ・コンピニ(2) <p>出前無料労働相談会(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ(3) ・ラジオ(1) ・コンピニ(3) <p>フリーダイヤル(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ツイッター(7) <p>出前講座(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞(4) ・ツイッター(4) <p>個別労働紛争周知月間(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ(1) ・ツイッター(1) 	<p>○県広報媒体(39)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労使トラブルの解決(2) ・ツイッター(2) <p>月例無料労働相談会(17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ(1) ・ラジオ(7) ・ツイッター(9) <p>出前無料労働相談会(12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ(1) ・ラジオ(2) ・ツイッター(6) ・コンピニ(3) <p>フリーダイヤル(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ(1) ・デジタル放送(1) ・ツイッター(6) <p>出前講座(0)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ(0) ・ツイッター(0) 	回	30	30	35	51	39
	求人誌を活用 した情報発信	<p>○無料広告掲載(12)</p> <p>岩手・青森・秋田求人情報「B e-Jobフリー」(毎月1日発行) に広告掲載</p> <p>4/1・5/1・6/1・7/1・8/1・9/1・ 10/1・11/1・12/1・1/1・2/1・ 3/1</p>	<p>○無料広告掲載(12)</p> <p>岩手・青森・秋田求人情報「B e-Jobフリー」(毎月1日発行)に 広告掲載</p> <p>4/1・5/1・6/1・7/1・8/1・9/1・ 10/1・11/1・12/1・1/1・2/1・ 3/1</p>	<p>○無料広告掲載(12)</p> <p>岩手・青森・秋田求人情報「B e-Jobフリー」(毎月1日発行) に広告掲載</p> <p>4/1・5/1・6/1・7/1・8/1・9/1・ 10/1・11/1・12/1[・1/1・2/1・ 3/1] (予定)</p>	件	12	12	12	12

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			備考
	28年度実績	29年度実績	30年度実績(見込)		28	29	30	28	29	30	
	労働委員会独自の方法による情報発信	<p>○県広報媒体以外の方法による情報発信(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ広告 10月IBC・IAT ・列車中吊り広告 H28.4.～29.4 ・ポケットティッシュ配布によるPR (100個×3回) 10/30(久慈市) 11/25(滝沢市) 2/26(盛岡市) 	<p>○県広報媒体以外の方法による情報発信(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞広告 ・ポスターの駅貼り広告 IGR・三陸鉄道 ・クリアファイル配付によるPR R 300枚 ・ステッカーを止めポケットティッシュ配布 500個 10/1(盛岡市) <p>※個別労働紛争処理制度周知 月間</p>		<p>○県広報媒体以外の方法による情報発信 ↓ 中止(先進地視察に予算を振替え) ※ 広報は、県広聴広報課の媒体を活用</p>	件	随時	随時	随時	3	
記者会見の活用	<p>○プレスリリース(記者会見)(1) 新会長就任記者会見 (10/3)</p>	<p>○プレスリリース(記者会見) 実施せず(案件なし)</p>	<p>○プレスリリース(記者会見) 実施せず(案件なし)</p>	回	随時	随時	随時	1	---	---	
記者クラブへの投げ込み	<p>○プレスリリース(記者クラブへの投げ込み)(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働行政功労者表彰(1) ・新会長就任(1) ・労働相談の実績(2) (4/25、10/31) ・出前無料労働相談会(3) (6/15、10/13、2/20) 	<p>○プレスリリース(記者クラブへの投げ込み)(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働相談の実績(2) (5/2、10/24) ・出前無料労働相談会(3) (6/14、9/27、2/21) ・出前講座(2) (5/22、10/16) ・個別紛争処理制度周知月間(1) (9/27) <p>※出前無料労働相談会と合わせて実施</p>	<p>○プレスリリース(記者クラブへの投げ込み)(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長及び会長代理の選出(1) ・労働相談の実績(2) (5/2、10/23) ・出前無料労働相談会(4) (6/13、8/1、9/27)[2月](予定) ・個別紛争処理制度周知月間(1) (9/27) <p>※出前無料労働相談会と合わせて実施</p>	回	5	5	5	7	8	8	

区分	取組内容			単位	実績(見込)			備考
	28年度実績	29年度実績	30年度実績(見込)		28	29	30	
出前講座の実施	○出前講座の実施(8) ① 岩手大学 (5/2) ② 岩手労働局 (5/24) ③ 岩手県立大学 (11/25) ④ 大船渡高校 (12/13) ⑤ 盛岡工業高校 (1/20) ⑥ 岩手大学 (2/1) ⑦ 盛岡工業団地協同組合 (2/16) ⑧ 上野法律ビジネス専門学校 (3/3)	○出前講座の実施(10) ① 岩手県立大学ソフトウェア情報学部 (5/24) ② 岩手労働局 (6/8) ③ 岩手県国民健康保険団体連合会労働組合 (8/10) ④ 岩手県立大学盛岡短期大学部 (10/18) ⑤ 岩手県立大学総合政策学部 (11/24) ⑥ 使用者団体向け人材戦略セミナー (11/28) ⑦ 岩手大学人文社会科学部 (12/20) ⑧ 岩手県立大学宮古短期大学部 (1/11) ⑨ 岩手県立福岡高等学校 (1/25) ⑩ 久慈商工会議所 (1/25)	○出前講座の実施(6) ① 岩手労働局労働相談員研修会 (6/14) ② 岩手県立大学盛岡短期大学部 (11/14) ③ 岩手県立大学総合政策学部 (11/16) ④ 岩手大学人文社会科学部 [1/9] (予定) ⑤ 使用者団体向け人材戦略セミナー [1/25] (予定) ⑥ 杜陵高校奥州校 [2/8] (予定)	回	8	8	11	6
3 労働相談の充実強化								
労働相談専用フリーダイヤルの運用	○労働相談専用フリーダイヤルの運用 平日 8:30～17:15	○労働相談専用フリーダイヤルの運用 平日 8:30～17:15	○労働相談専用フリーダイヤルの運用 平日 8:30～17:15	—	通年	通年	通年	通年
フリーダイヤルに対する愛称の設定	○フリーダイヤル愛称(1) 「労働相談なんでもダイヤル (ろどうどうでなくな)」 封筒、e-mail、FAX、ポスター等に表示	○フリーダイヤル愛称(1) 「労働相談なんでもダイヤル (ろどうどうでなくな)」 封筒、e-mail、FAX、ポスター、クリアファイル等に表示	○フリーダイヤル愛称(1) 「労働相談なんでもダイヤル (ろどうどうでなくな)」	—	通年	通年	通年	通年

区分	取組内容				単位	目標			実績(見込)	備考	
	28年度実績	29年度実績	30年度実績(見込)			28	29	30			
	回数	回数	28	29		28	29	30			
関係機関と合同による無料労働相談会の実施	<p>○関係機関との合同労働相談会(1)</p> <p>岩手労働局等と合同で、アイーナで実施(10/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数0件 	<p>○関係機関との合同労働相談会(1)</p> <p>岩手労働局等と合同で、アイーナで実施(10/1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数1件 	<p>○関係機関との合同労働相談会(1)</p> <p>岩手労働局等と合同で、アイーナで実施(10/6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数2件 	<p>○関係機関との合同労働相談会(1)</p> <p>岩手労働局等と合同で、アイーナで実施(10/6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数2件 	回	1	1	2	1	1	1
	<p>○経営者を対象(1)</p> <p>盛岡工業団地協同組合(2/16)</p>	<p>○経営者を対象(1)</p> <p>使用者団体向け人材戦略セミナー(11/28)</p>	<p>○経営者を対象(1)</p> <p>使用者団体向け人材戦略セミナー[1/25] (予定)</p>	<p>○経営者を対象(1)</p> <p>使用者団体向け人材戦略セミナー[1/25] (予定)</p>	回	1	1	1	1	1	1
	<p>委員による月例無料労働相談会の実施</p>	<p>○月例無料相談会の実施(12)</p> <p>月1回、原則第4金曜日(委員室)</p> <p>4/22・5/20・6/24・7/22・8/26・9/16・10/21・11/25・12/22・1/27・2/24・3/24</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談時間 1人45分以内(先着2名) ・相談員 公労使委員3名1組 	<p>○月例無料相談会の実施(12)</p> <p>月1回、原則第4金曜日(委員室)</p> <p>4/28・5/19・6/23・7/28・8/25・9/22・10/20・11/27・12/22・1/26・2/23・3/27</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談時間 1人45分以内(先着2名) ・相談員 公労使委員3名1組 	<p>○月例無料相談会の実施(12)</p> <p>月1回、原則第4金曜日(委員室)</p> <p>4/27・5/25・6/29・7/27・8/24・9/26・10/19・11/26・12/21・1/25・2/22・3/25] (予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談時間 1人45分以内(先着2名) ・相談員 公労使委員3名1組 	回	12	12	12	12	12	12
<p>委員による出前無料労働相談会の実施</p>	<p>○出前無料労働相談会(12)</p> <p>① 6/19(日)北上市</p> <p>② 6/25(土)奥州市、宮古市</p> <p>③ 6/26(日)大船渡市、二戸市</p> <p>④ 10/2(日)盛岡市</p> <p>⑤ 10/16(日)釜石市、一関市</p> <p>⑥ 10/30(日)遠野市、久慈市</p> <p>⑦ 2/26(日)盛岡市</p> <p>⑧ 3/4(土)大船渡市</p>	<p>○出前無料労働相談会(12)</p> <p>① 6/18(日)北上市</p> <p>② 6/24(土)奥州市、宮古市</p> <p>③ 6/25(日)遠野市、久慈市</p> <p>④ 10/1(日)盛岡市</p> <p>⑤ 10/15(日)大船渡市、二戸市</p> <p>⑥ 10/22(日)一関市、釜石市</p> <p>⑦ 2/25(日)盛岡市</p> <p>⑧ 3/4(日)宮古市</p>	<p>○出前無料労働相談会(12)</p> <p>① 6/17(日)北上市</p> <p>② 6/23(土)釜石市、二戸市</p> <p>③ 6/24(日)遠野市、久慈市</p> <p>④ 10/6(土)盛岡市</p> <p>⑤ 10/14(日)奥州市、大船渡市</p> <p>⑥ 10/21(日)一関市、宮古市</p> <p>⑦ [2/24(日)盛岡市] (予定)</p> <p>⑧ [3/3(日)釜石市] (予定)</p>	<p>○出前無料労働相談会(12)</p> <p>① 6/17(日)北上市</p> <p>② 6/23(土)釜石市、二戸市</p> <p>③ 6/24(日)遠野市、久慈市</p> <p>④ 10/6(土)盛岡市</p> <p>⑤ 10/14(日)奥州市、大船渡市</p> <p>⑥ 10/21(日)一関市、宮古市</p> <p>⑦ [2/24(日)盛岡市] (予定)</p> <p>⑧ [3/3(日)釜石市] (予定)</p>	回	3	3	3	3	3	4
			<p>○平日開催出前無料労働相談会(新規・試行)(1)</p> <p>① 8/8(水)北上市</p>								

区分	取組内容			単位	実績(見込)			備考	
	28年度実績	29年度実績	30年度実績(見込)		28	29	30		
					28	29	30		
II 資質の向上・体制の充実に努める取組	1 手続見直し、簡素化等								
	○平成28年(個)第1号あつせん事件 申請：2/24 事務局調査：-(1日) あつせん員指名：3/10	○平成29年(個)第2号あつせん事件 申請：5/1 事務局調査：5/12(11日目) あつせん員指名：5/18	○平成30年(個)第1号あつせん事件 申請：10/15 事務局調査：11/27(43日目) あつせん員指名：12/17	—	—	—	—		
	○平成28年(個)第2号あつせん事件 申請：4/8 事務局調査：4/13(5日目) あつせん員指名：4/25	○平成29年(個)第3号あつせん事件 申請：11/29 事務局調査：12/11(12日目) あつせん員指名：12/18		—	—	—	—		
	○平成28年(個)第4号あつせん事件 申請：10/11 事務局調査：10/25(14日目) あつせん員指名：11/2			—	—	—	—		
	○平成29年(個)第1号あつせん事件 申請：3/7 事務局調査：3/17(10日目) あつせん員指名：3/17								
不当労働行為の審査の目標期間の達成	○図交拒否事件 目標 6か月 実績 179日	○図交拒否事件 目標 6か月 実績 なし	○図交拒否事件 目標 6か月 実績 なし	通年	通年	通年	通年	達成	
	○通常事件 目標 1年 実績 213日	○通常事件 目標 1年 実績 56日	○通常事件 目標 1年 実績 97日	通年	通年	通年	通年	達成	

区分	取組内容			単位	実績(見込)			備考	
	28年度実績	29年度実績	30年度実績(見込)		28	29	30		
現地あっせ ん・夜間あっせ んの実施	○現地あっせん等(1) 現地あっせん(0) 夜間あっせん(1) ・盛岡市(11/14) 平成28年(個)第4号個別 労働関係紛争あっせん事件	○現地あっせん等(0)	○現地あっせん等(0)	—	随時	随時	—	○要望に応じて実 施	
2 委員及び職 員の資質向上	○三者研修会(26)	○三者研修会(24)	○三者研修会(20)	回	21	19	26	24	20
(1)ブロック総 会等議題勉 強会	① ブロック総会勉強会(1) (4/22) ② ブロック研修会勉強会(3) (7/22・9/16・10/21)	① ブロック総会勉強会(1) (4/28) ② ブロック研修会勉強会(1) (9/22)	① ブロック総会勉強会(1) (4/27) ② ブロック研修会勉強会(1) (9/26)	回	4	2	4	2	2
(2)ブロック協 議会研修会	○ブロック研修会(1) 盛岡市(10/27~28)			回	1	—	1	—	—
(3)審査・あっ せん等終結 事業研修会	○審査・あっせん等終結事業研修 会(5) ・平成28年(個)第1号事件(5/20) ・平成28年(個)第2号事件 (6/24) ・平成27年(不)第1-2号事件 (10/21) ・平成28年(個)第4号事件 (12/22) ・平成28年(不)第1号事件、平 成28年(不)2号事件、平成28 年(不)3号事件(1/27)	○審査・あっせん等終結事業研修 会(4) ・平成29年(個)第1号事件(4/28) ・平成29年(個)第2号事件(6/23) ・平成29年(個)第3号事件(1/26) ・平成29年(不)第1号事件(3/24)	○審査・あっせん等終結事業研修 会(1) ・平成29年(不)第2号事件(4/27)	回	随時	随時	5	4	1
(4)委員による 講話(外部講 師も可)	○講話(3) 6/24 使用者委員 1/27 労働者委員 2/24 公益委員	○講話(3) 6/23 使用者委員 12/22 労働者委員 1/26 公益委員	○講話(3) 6/29 使用者委員 12/21 労働者委員 1/25 公益委員	回	3	3	3	3	3

区分	取組内容				単位	目標			実績(見込)			備考
	28年度実績		29年度実績			28	29	30	28	29	30	
	30年度実績(見込)					28	29	30	28	29	30	
(5) 外部講師による講話	<p>○外部講師(労働基準部監督課 専門監査官) (1) 11/25 (内容) 平成27年度「過重労働解消キヤンペーン」の重点監督の実施結果について</p>	<p>○外部講師(岩手労働局雇用・均等室職員) による講話 (1) 10/20 (内容) 「働き方改革について」</p>	<p>○外部講師(岩手大学教員) による講話 (1) 11/26 (内容) 「労使問題に関する最新の裁判例について」</p>		回	1	1	1	1	1	1	
(6) 労働相談の概要に係る定例総会の報告	<p>○労働相談の概要に係る定例総会での報告 (毎月) (12)</p>	<p>○労働相談の概要に係る定例総会での報告 (毎月) (12)</p>	<p>○労働相談の概要に係る定例総会での報告 (毎月) (12)</p>		回	12	12	12	12	12	12	
(7) 委員受講研修に係る定例総会の報告(H29新規)		<p>○公労使合同研修に係る定例総会での報告 (3) 10/20、12/22、1/26</p>	<p>○公労使合同研修に係る定例総会での報告 (1) 12/21</p>		回		随時	随時	3	1		
委員派遣研修等	<p>○委員派遣研修等(9) ① 公労使委員合同研修会 (1) 9/1~2 東京都 ② 中労委専門研修(個別) (3) 12/1~2 東京都 ③ 個別労働紛争解決研修(3) 応用研修 10/14~15 仙台市 ④ 労使関係セミナー (2) 11/7 福島市</p>	<p>○委員派遣研修等(9) ① 公労使委員合同研修会(4) 9/7~8 東京都 ② 中労委専門研修(個別) (1) 12/4~5 東京都 ③ 個別労働紛争解決研修(3) 応用研修 11/22~23 仙台市 ④ 労働契約等解説セミナー (1) 7/12 盛岡市</p>	<p>○委員派遣研修等(3) ① 公労使委員合同研修会(0) ② 中労委専門研修(個別) (3) 12/6~7 東京都 ③ 個別労働紛争解決研修(0) ④ 労働契約等解説セミナー (0)</p>		名	8	8	8	9	9	12	

区分	取組内容		単位	実績(見込)			備考
	28年度実績	29年度実績		28	29	30	
事務局職員派遣研修	<p>○事務局職員派遣研修(9)</p> <p>① 労働委員会事務局職員中央研修(3)</p> <p>② 労働委員会事務局職員専門研修(1)</p> <p>③ 個別紛争専門研修(1)</p> <p>④ 個別紛争応用研修(0)</p> <p>⑤ 労使関係セミナー(2)</p> <p>11/7 福島市</p> <p>⑥ 労働契約等解説セミナー(2)</p> <p>7/13 盛岡市、11/9 盛岡市</p>	<p>○事務局職員派遣研修(10)</p> <p>① 労働委員会事務局職員中央研修(2)</p> <p>② 労働委員会事務局職員専門研修(1)</p> <p>③ 個別紛争専門研修(0)</p> <p>④ 個別労働紛争解決研修応用研修(1)</p> <p>⑤ 労使関係セミナー(2)</p> <p>9/22 山形市</p> <p>⑥ 労働契約等解説セミナー(4)</p> <p>7/13 盛岡市</p> <p>10/18 盛岡市</p> <p>2/21 盛岡市</p>	<p>○先進地調査(6)</p> <p>6/13~14 兵庫県</p> <p>6/26~27 広島県</p> <p>○他県の審問見学(3)</p> <p>5/30 東京都</p>				
		<p>○事務局職員派遣研修(8)</p> <p>① 労働委員会事務局職員中央研修(2)</p> <p>② 労働委員会事務局職員専門研修(1)</p> <p>③ 個別紛争専門研修(0)</p> <p>④ 個別労働紛争解決研修応用研修(0)</p> <p>⑤ 労使関係セミナー(1)</p> <p>10/19 秋田市</p> <p>⑥ 労働契約等解説セミナー(4)</p> <p>9/18 盛岡市</p>	<p>○先進地調査(3)</p> <p>6/13~14 兵庫県</p> <p>6/26~27 広島県</p> <p>○他県の審問見学(1)</p> <p>5/30 東京都</p>	名	9	9	10
事務局研究会	<p>○事務局研究会(10)</p> <p>① 労働法勉強会(10)</p> <p>(4/5~20、10回)</p>	<p>○事務局研究会(20)</p> <p>① 労働法勉強会(8)</p> <p>(4/6~20、8回)</p> <p>② 審査調整担当事例研究会(12)</p> <p>(7月~3月、12回)</p>	回	10	20	20	20

区分	取組内容						実績(見込)			備考	
	28年度実績		29年度実績		30年度実績(見込)			目標			
	単	位	回	回	28	29	30	28	29		30
事務局職員研修	<p>○事務局職員研修(6)</p> <p>① 局長による講話(2) (7/27、11/30)</p> <p>② 課長等による講話及び 専門研修等報告研修(4)</p>	<p>○事務局職員研修(5)</p> <p>① 局長による講話(2) (4/25、1/30)</p> <p>② 課長による講話(2) (5/30、2/26)</p> <p>③ 専門研修等報告研修(1) (11/27)</p>	<p>○事務局職員研修(6)</p> <p>① 局長による講話(2) (8/1、10/29)</p> <p>② 課長による講話(3) (6/25、8/27、12/25)</p> <p>③ 専門研修等報告研修(1) [1/28] (予定)</p>	回	5	5	5	6	5	6	
Ⅲ 関係機関と連携する取組											
関係機関と合同による無料労働相談会<再掲>	<p>○関係機関と合同労働相談会(1)</p> <p>岩手労働局等と合同で実施 10/2 アイーナ<再掲></p>	<p>○関係機関と合同労働相談会(1)</p> <p>岩手労働局等と合同で実施 10/1 アイーナ<再掲></p>	<p>○関係機関と合同労働相談会(1)</p> <p>岩手労働局等と合同で実施 10/6 アイーナ<再掲></p>	回	1	1	2	1	1	1	
知事部局や労働局主催の会議への参加等	<p>○会議への参加(4)</p> <p>① 就業支援員担当者情報交換会(1) (4/21)</p> <p>労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知</p> <p>② 岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1) (6/23)</p> <p>③ 岩手労働局との合同研修(2)</p> <p>労働相談に関するロールプレイング研修(5/24、10/21)</p>	<p>○会議への参加(4)</p> <p>① 就業支援員担当者情報交換会(1) (4/12)</p> <p>労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知</p> <p>② 岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1) (6/21)</p> <p>③ 岩手労働局との合同研修(1)</p> <p>労働相談に関するロールプレイング研修(6/8)</p> <p>④ 雇用対策・労働室主催セミナー(1)</p> <p>処遇改善普及セミナー(11/28)</p>	<p>○会議への参加(5)</p> <p>① 就業支援員担当者情報交換会(1) (4/19)</p> <p>労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知</p> <p>② 岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1) (6/22)</p> <p>③ 岩手労働局との合同研修(1)</p> <p>労働相談に関するロールプレイング研修(6/14)</p> <p>④ 雇用対策・労働室主催セミナー(2)</p> <p>働き方改革推進セミナー(11/21)</p> <p>人材戦略セミナー[1/25] (予定)</p>	回	4	4	4	4	4	5	

区分	取組内容			単位	実績(見込)			備考		
	28年度実績	29年度実績	30年度実績(見込)		28	29	30			
岩手労働局と個別あっせんでの連携強化	<p>○岩手労働局との連携強化 岩手労働局の紛争調整委員会のあっせんが打切りとなり、紹介により当労働委員会であっせんが申請された件数 4件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年(個)第1号あっせん事件 ・平成28年(個)第2号あっせん事件 ・平成28年(個)第3号あっせん事件 ・平成28年(個)第4号あっせん事件 	<p>○岩手労働局との連携強化 岩手労働局の紛争調整委員会のあっせんが打切りとなり、紹介により当労働委員会であっせんが申請された件数 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(個)第3号あっせん事件 	<p>○岩手労働局との連携強化 岩手労働局の紛争調整委員会のあっせんが打切りとなり、紹介により当労働委員会であっせんが申請された件数 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年(個)第1号あっせん事件 	回	継	継	継	4	1	1

岩 手 県 労 働 委 員 会 年 報
(平成30年版)

平成31年3月発行

編 集 ・ 発 行 岩 手 県 労 働 委 員 会 事 務 局
(〒020-8570) 盛岡市内丸10番1号

T E L 019 (629) 6271・6275 (総務担当)

019 (629) 6276・6277 (審査・調整担当)

F A X 019 (629) 6274

ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/iinkai/roudou/index.html> (H31.4.1～)
